

# 平成28年塩尻市議会3月定例会

## 産業建設委員会会議録

○日 時 平成28年3月10日(木) 午前10時

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第22号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第23号 塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例

議案第24号 塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

議案第26号 塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定について

議案第27号 訴えの提起について

議案第28号 訴えの提起について

議案第29号 訴えの提起について

議案第30号 訴えの提起について

議案第31号 訴えの提起について

議案第32号 市道路線の廃止及び認定について

議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち  
合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費2目ふれ  
あいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

### ○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	村田 茂之 君
委員	中野 重則 君	委員	牧野 直樹 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	中村 努 君
議長	金田 興一 君		

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

---

午前 9時59分 開会

○**委員長** おはようございます。全員出席のようでございますので、ただいまから3月定例会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。この際申し上げます。審査に関する発言については、委員、職員とも全てマイクを使用いただきますようお願いいたします。

それでは、先に事務局から連絡があります。

○**議事調査係長** 事務局より1点、お知らせとお願いをさせていただきますが、今定例会の委員会中、あちらのほうでUDトークという、しゃべった言葉を即座に文字情報に置きかえるというソフトのテストを行っていただき、できれば29年度あたりから導入を見据えて、ちょっと実験をさせていただいておりますが、それぞれ総務生活、福祉教育委員会、開催する中で、話す方によって大分差が出ているということがちょっと明らかになってきておりますので、もちろんマイクは入れていただいて、できるだけ明瞭にお話しいただけるとありがたいかなと思いますので、よろしくようお願いいたします。

○**委員長** 以上ですので、御配慮いただいて、御協力をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。2日間にわたり産業建設委員会、開催をいただくわけでございます。今回は、平成28年度の予算案初め条例案件等、御提案をさせていただいております。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、本日と14日月曜日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりであります。なお、2日間議案審査をいただいた後、14日の委員会終了後に、引き続き産業建設委員会協議会を予定しております。その後の視察の予定はございません。また、あすは木育サミットということでございますので、議員の皆様、極力御出席いただきますよう、10時より開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみ発言とします。また、質疑等については、中身を明確化してお願いをいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係のない職員の退席を認めます。

---

#### 議案第22号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第22号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**都市計画課長** それでは、議案関係資料139ページをお開きください。議案第22号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、長期優良住宅建築等計画の認定に係る基準が見直されることに伴い必要な改正をするものです。

概要でございます。既存住宅の増築又は改築に伴う長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料を定めるもの

で、長野県が定める手数料に準じて改正を行うものでございます。条例の新旧対照表は別記のとおりで、後ほど説明させていただきます。条例の施行等につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

ページをおめくりください。条例の新旧対照表でございます。別表第3につきまして改正するものでございます。現行では、1の項及び2の項について、新築住宅の規定のみでしたが、改正案では、それぞれの項に(1)新築住宅、(2)既存住宅の区分を設けております。改正案の表、左から2列目で(1)新築住宅、または(2)既存住宅と区分しているものでございます。新築住宅の手数料は改正せず、既存住宅の手数料を新たに定めるものでございます。

それでは、1の項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の区分でございます。(1)新築住宅につきまして、現行の表の左から2列目で(1)、(2)、(3)としていた区分をア、イ、ウの区分に改正いたします。単位、金額等は現行どおりでございます。

142ページをお願いいたします。(2)既存住宅の区分を新たに設けるものでございます。アの適合証の写しが提出された場合、1戸建ての住宅は1戸につき2万6,000円、共同住宅、長屋その他1戸建て以外の住宅につきましては、1棟の戸数により、それぞれ1万円、8,000円、5,000円と定めるものです。

イのア以外の場合につきましては、1戸建ての住宅は1戸につき6万6,000円、共同住宅、長屋、その他1戸建て以外の住宅につきましては、1棟の戸数により、それぞれ3万1,000円、2万5,000円、1万9,000円と定めるものです。

143ページをお願いいたします。2の項、法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の区分でございます。(1)新築住宅につきましては、現行の表、左から2列目の(1)、(2)、(3)の区分をア、イ、ウの区分に、同じく左から3列目のア、イ、ウの区分を(ア)、(イ)、(ウ)の区分にそれぞれ改正いたします。単位、金額等は、現行どおりでございます。

145ページをお願いいたします。(2)既存住宅の区分を新たに設けるものでございます。アの建築をしようとする住宅の構造または設備の変更において、(ア)適合証の写しが提出された場合は、1戸建ての住宅は1戸につき3,000円と定めるものです。(イ)として、(ア)以外の場合、1戸建ての住宅は1戸につき2万3,000円、共同住宅、長屋、その他1戸建ての住宅以外の住宅は、1棟の戸数により、それぞれ1万1,000円、9,000円、7,000円と定めるものです。(イ)として、(ア)以外の変更については、1件につき3,000円といたします。

146ページをお願いいたします。備考につきましては、現行の新築住宅に係る申請において複数の棟が含まれる場合等の規定を既存住宅にも適合させるための改正でございます。その他、語句の整理による必要な修正をさせていただきますので、お願いいたします。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

よろしいですか。

○中村努委員 法律改正ですか、によるものということですが、ちょっと根本的なことで、この長期優良住宅の認定について、既存住宅が追加されていますけども、これによってどんないいことなのか、悪いことなのか、わからないんですが、どういう影響が出てくるんでしょうか。

○都市計画課長 もともと長期優良住宅という制度、今まで新築住宅にありまして、長く住めることによる、長

期にわたって良好な状態で居住することができるか、そういうようなものがございましたが、さらに認定された場合のメリットとしまして、住宅ローン減税の拡充ですとか、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等において控除の拡大、税制の優遇という措置がございましたので、今まで、改築されてもこういったものが適用にならなかったんですけれども、そういったものに対して適用されるということが考えられます。

○中村努委員 それから、適合証の有無ですね。表の左から3行目にずらっと書いてあるんですが、新築の場合も既存住宅の場合も、認定証の写しが提出されなかった場合その他というふうに記載があるんですが、これは、この手数料を支払えば適合証を出さなくていい、同じ優遇措置が受けられるということですか。

○都市計画課長 委員さんのおっしゃるとおりです。適合証が提出されない場合は手数料が高くなっているということでございますので、職員がそこら辺を判断しまして住宅を認定するという形になりますので、認定証の提出がなくても同じだけのメリットは生じます。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。ないので、自由討議を割愛いたしまして、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第22号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第23号 塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第23号塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の147ページをお開きください。塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例。提案理由。雇用促進住宅への入居を促進するため、入居の条件を見直すことに伴い必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、市長が指定した住戸について、単身者の入居を認めるものでございます。雇用促進住宅でございますが、場所は塩尻市広丘堅石にございます。建設年度が平成4年、戸数が80戸、階数が5階となっております。平成22年度に雇用能力開発機構から買い取りの契約をして、平成23年度から塩尻市が管理をしてきております。建物は平成4年に建設され、建設から23年経過しており、施設の老朽化により修繕箇所が増加傾向にもあります。また、平成23年から入居希望者が減少しており、施設の老朽化による維持費の増大、また自治会が成り立たないような状況ともなっております。

現在の入居状況でございますが、平成28年2月29日現在で空き家が31戸、空き家率40%、入居者数150人、入居者の平均年齢が35.4歳となっております。一番いい時の23年度でいきますと、空き家が11戸、空き家率が14%、入居者数が210人、入居者の平均年齢が28.5歳となっております。

階数別の空き家を調査しました。平成28年2月29日現在でいきますと、1階が空きが5、2階が8、3階

が5、4階が8、5階が5、合計31戸となっております。このようなことを鑑みまして、雇用促進住宅にはエレベーターがないことから、4階及び5階への入居希望者が少ないため、4階、5階に限り、同居する親族もなしでも入居することができる、単身の入居者でございますが、入居者数をふやしたいと。また想定している対象は、20代から40代前半までの勤労者をターゲットとしております。

今後の雇用促進住宅の関係でございますが、平成22年に取得した雇用促進住宅については、取得費にかかわる費用9,473万1,000円を10年間の分割払いをしており、その支払いが平成31年度に終了します。また、施設が老朽化することから、今後の修繕計画及び方針等を次の中期戦略に盛り込む予定でございます。また、消費税の改定や今後の空き家の状況を勘案する中で、民間の近傍賃貸住宅との家賃の比較や全体の収支計画等の中で、現在の使用料の体系についても見直すことを考えております。

ということで、148ページをお開きください。改正案でございますが、下線の部分でございます。ただし現に同居し、または同居しようとする親族がいない入居者の用に供すると市長が指定した住戸については、この限りでないということで改正をさせていただきます。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○中村努委員 単身者でも入れるようにするということですが、今まで相談はあったけれども単身者であるがために入居できなかったというような事例は、結構あるわけですか。

○建設課長 担当係長から御説明させます。

○総務管理係長 建設課の総務管理係の原でございます。今までのところ、単身で入れるかという問い合わせが多かったかというところ、もともとの入居要件がもう家族用ということでの募集でございましたので、どうしても単身で入れないかというお問い合わせは、従来はいただいていたのが現状でございます。

現在ですけれども、数件になりますが、今回の単身の入居の改正を予定しているということで報道もあったところなんですけれども、今ちょっと数件のお問い合わせをいただいているという状況でございます。以上です。

○委員長 原係長、失礼しました。ほかにございますか。中村委員、いいですか。もうちょっと関連で。ごめんなさい。じゃあ、先。

○中村努委員 この使用料が単身であっても変わらないということでもいいのか、どうでしょうか。

○建設課長 使用料は4万3,500円、変わりはありません。

○中村努委員 これ、以前本会議でも質問させていただいたんですが、雇用促進住宅の入居率が非常に下がってきているということで、エレベーターをつけるか、3階以上について使用料を見直していかないと、近傍のアパートと比較しても余り公営住宅としてのメリットは感じられないので、その辺考えた方がいいんじゃないかというようなことを申し上げた覚えがあるんですが、今、使用料の見直しについても検討をしていくという説明、ありましたけれども、これ、いつごろまでに結論を出されるんでしょうか。

○建設課長 先ほども答弁させていただきましたが、消費税の改定のタイミング等を今現在考えております。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 済みません。具体的にどんな内容を検討されているのか、わかったら教えてください。

○建設課長 駐車場も別に雇用促進住宅のほうは見ております。そこら辺も市内の市営住宅、駐車場込みのところもあったり、別で取ったりとかするところもありますので、そこら辺も、全体を見ながら考えていきたいと思

っております。

○古畑秀夫委員 今聞こうと思ったことを扱われたわけですが、聞かれてしまったんですが。部屋は多分家族用ですから、かなり広いと思うし、立地場所も極めて塩尻市の中でもいい場所ですから、こんなにあげといたじゃ、もったいないなっていうのは、ずっと私も感じていて、いろいろ検討はしているようですけど。修繕、本当なら今の時代ですから、エレベーター、つけたほうがいいと思うんですが、修繕なんかは、どの程度のどういう形を考えているか。それから今の部屋数っていうか、あれはどのぐらいあるのか、わかりますかね。

○建設課長 担当係長から御説明します。

○総務管理係長 まず、現在の部屋の間取りの関係ですけれども、基本的には3DKという形になっております。原則は和室が3部屋、四畳半が2つと6畳が一間、あとダイニングキッチンということで、おおむね6畳くらいの平米になるかと思っておりますけれども、そちらとあとバス、トイレというような間取りでございます。

修繕につきましては、今、大きな修繕というものは原則ございませんけれども、定期的に行っているものとしては、排水管のお掃除ですとか、そういった漏水対策、そういったものをやっている状況でございます。そのほかの今のところ大きな修繕が、ここ1、2年で出てくるっていうような状況ではございませんが、今後、給湯設備等の修繕が考えられてくるかなというふうに考えております。以上です。

○古畑秀夫委員 取得のときに10年間、勤労者が対象だというようなことのようにですが、その後、まだ少し時間があるわけですが、10年過ぎると一般の方どなたでも入れるという理解でよろしいわけでしょうか。

○建設課長 結論から言いますと、10年たてばどのように使ってもよろしいと。今はどうしても公共用等に使用することが条件となっておりますから、いろんな使い方があると思われま。

○古畑秀夫委員 勤労者でないと、雇用促進住宅ということの中で、現在は勤労者に限られているわけじゃないですか。だから独身者も働いている方じゃなきゃいけないという理解で、それで10年たてば、それはなくなるとということになると、誰でも入れるという理解でいいかという。

○建設課長 大変失礼いたしました。10年間は勤労者ということが、もう大前提でございます。

○古畑秀夫委員 その後はいいってことだね。

○建設課長 いいです。結構です。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 借りるほうの立場から行きますとですね、今やはりこういう借りられる部屋のもので、供給過多の状態にあると思います。そういう意味で、魅力のある形、お金の問題もそうなんですけど、実際にこれ、住所を考えたら、雇用促進住宅内105とかですね、それじゃあ、あれなんで、やっぱり外から見て入ってみたいっていうふうな、そういうプロモーションというか、設定もお願いしたいなと思います。要望です。

○委員長 ほかによろしいですか。

じゃあ、私から1点。目の前の道は、除雪は路線になっているんですかね。ちょうど雇用促進住宅のいわゆる社協のところですね。

○建設課長 正面の諏訪倉庫へ行くほうの通りはなっております、二次路線っていうか、そのついでなんて言い方はあれなんですけど。たしか、やって、ショッピングセンターでありますので、やっております。

○委員長 わかりました。その辺も含めて、環境整備をお願いしたいと思います。よろしいですかね。

それでは、ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第23号塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号塩尻市雇用促進住宅条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第24号 塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

○委員長 議案第24号塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 議案関係資料149ページをお開きください。議案第24号塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例でございます。

1番の提案理由でございます。地域再生法に基づき、事業者による特定業務施設の整備を促進するため、地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税を行うことに伴い、新たな条例を制定するものでございます。

2番の概要でございます。長野県から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が新設し、又は増設した特定業務施設にかかわる固定資産税について、不均一課税を3カ年度行うものでございます。

3番、条例の施行等でございますが、公布の日から施行するものでございます。あわせて、議案のですね、議案第24号のほうもごらんいただきたいと思いますが、本日、説明用の資料を御用意いたしましたので、お配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

○産業政策課長 今ですね、お手元のほうにお配りさせていただきました。若干ダブリますが、まず概要からですね、読まさせていただきます。

地方創生に係る施策の一環といたしまして、地方での安定した良質な雇用創出を図り地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年6月に地域再生法の一部が改正されまして、長野県が策定した地域再生計画、長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトに基づきまして、対象事業者が取得した資産に対しまして固定資産税の不均一課税を行うものでございます。県が策定いたしましたこのプロジェクトでございますけれども、県内62の市町村が設定された地域となっております、19市は全て設定されておる状況でございます。

2番目の地方活力向上地域でございますけれども、2つのことが想定されておりまして、まず移転型でございますが、東京23区から地方に本社機能を移転する場合でございます、本市では市街化区域、5つの産業工業団地、塩尻駅北土地区画整理組合の地域、エプソンの広丘の東側、野村桔梗ヶ原を設定させていただいてございます。

もう1点、拡充型ということございまして、地方において本社機能を拡充する場合というふうにはございますが、例といたしましてですね、地方に本社を置く企業が、その本社を拡大、増築といたしますか、した場合とですね、それから、先ほどの移転型以外の東京23区以外に本社を置く企業が地方に移転する場合と、2つのですね、形

がございます。それにつきましても、5つの産業工業団地、それからエプソンの広丘東側、野村桔梗ヶ原地域を設定をさせていただいております。

3番目のですね、認定要件でございますけれども、まず(1)番といたしまして、事業者がですね、地方活力向上地域特定業務施設整備計画、これを作成いたしまして、県の認定を平成30年3月31日までに受けるというのが1つの条件でございます。

もう1つでございますけれども、その認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日までに、建物でございますが、事務所、研究所、研修所に限られますけれども、あるいは建物の附属施設、構造物を取得して事業の用に供するというところでございまして、工場等は該当にならないというところでございます。

3つ目でありまして、本社と先ほどの事務所、研究所、研修所、ここに工場、店舗は含まないんでございますけれども、の従業員の数が10人以上、中小企業は5人以上増加するというのが3つの条件となっております。なおかつ、移転型の場合、先ほど東京23区からの移転でございますけれども、その従業員の過半数が東京23区からの移転者であるという3つのですね、認定の要件があるものでございます。

具体的に4番であります、不均一課税の概要ということでございまして、どういったものなのかということでございます。移転型、拡充型とございますけれども、先ほど建物の取得価格が3,800万円以上、中小企業については1,900万円以上ということでございます。対象税目が固定資産税、土地建物、構築物、機械装置、備品、ですから償却資産ですね、というものも含まれてございます。税率につきましてはですね、100分の0.07を3カ年度ということでございます。100分の0.07でございますけれども、固定資産税、通常100分の1.4でございまして、減税率を100分の95と設定いたしまして、100分の0.07ということになるわけでございます。

あと、これに対しまして、減収の補填制度ということでございますけれども、当然税金がですね、その分減りますので、どういった補填があるかということでございまして、参考までに書かさせていただいておりますけれども、まず移転型につきましては、結論から申しますと、塩尻市の場合は対象外ですから補填がないということがあります。これは財政力指数、過去3年間の平均の財政力指数はですね、0.63未満という要件があります。塩尻の場合0.635でございますので、現時点では対象外ということでございます。

拡充型につきましてはですね、財政力指数のランクに応じまして補填されるというふうになっておりまして、現在0.635ですと、それに書いてございますように、2分の1の地方交付税が補填されるということで、現在の状況では、そういった補填制度ということでございます。今、この資料に基づきまして御説明をさせていただきました。御審議のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、ございますか。

○**中村努委員** これは建物に対する固定資産税だと思うんですけども、例えば借地で建物だけ自前で建てるといったような場合も適用になるのでしょうか。

○**産業政策課長** 実際にですね、そういった事例、ちょっと私どもも確認してございませんので、確認をさせていただきます。ただ、基本的には固定資産税ということでございますので、事業者が取得した財産というふうに解釈をしております。

○**中村努委員** あわせて借地の場合、地主さんがいらっしゃるんですが、その方の土地に対する固定資産税とい



うのは、その対象外であるかどうかという確認もお願いしたいと思います。

それからあと、もし具体的に見通し等があれば、ちょっと教えてください。

○産業政策課長 今回のですね、借地等につきましても再度確認させていただきまして、後ほど御答弁させていただきます。

この条例に伴います見通しということですが、現時点では、特にそういった事例といますか、見通しはございません。ただ、首都圏からですね、地方、長野県は特に全国でも一番ですね、県内のほうへUターン、Iターン、Jターンを含めましてですね、そういった人気があるという地域でございますので、当然事業者の皆さんが長野県を選ぶ。さらにどこの市町村を選ぶかというところのですね、強みになってございますので、ぜひ制定させていただいて、その事業者の起点のですね、塩尻にぜひなるような形で今後も周知PRしてまいりたいと思っております。

○委員長 ほかにございますか。

○古畑秀夫委員 これだとあれですか、エプソンがあそこ増築をして、ヘッドプリンターの工場を大きく増築すると言っていますが、この認定要件から行くと、エプソンは工場を増築しても、この要件は当てはまらないという理解ですかね、本社があれですから。

○産業政策課長 おっしゃるとおりでございます。工場はですね、要件に入っておりませんので、あくまで事務所、研修施設、研究所という形でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○副委員長 基本的なところとして教えてほしいんですが、3の認定要件の(3)です。こういった場合に、中小企業以外は大企業というのかどうか、わかんないんですが、この辺の定義、簡単に教えてください。

○産業政策課長 中小企業の定義でございますけども、従業員のですね、規模と資本金で決められております。ただ、幾つか業種がございます。製造業につきましては300人以下の資本金が3億円以下、卸売業につきましては100人以下の1億円以下、小売業が50人以下の5,000万円以下、サービス業につきましては100人以下の5,000万円以下と、そういった定義になっております。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいでしょうか。それでは、ないので、採決を行います。議案第24号塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第26号 塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定について

議案第26号塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○農林業再生担当部長 それでは、議案第26号塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の

指定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますけれども、この3月31日をもちまして今まで行ってまいりました指定管理が満了となることから、今回、平成10年に整備をいたしました塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業の施設でございます。これは、信州農業公園チロルの森の一角にある施設でございます丘のレストラン、パン・ピザハウス、それからミルクプラント、青空市場、この4施設を地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、株式会社信州ファームに指定管理を指定をするものでございまして、本年2月の8日の日に、市の指定管理審査会におきまして、全員一致で10年間の指定管理期間を設けて指定していくということで了承をいただいております。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○**中村努委員** 1個だけ確認なんですけど、青空市場ですけど、これは従来から信州ファームの指定管理の施設でしたでしょうか。

○**農林業再生担当部長** 青空市場も含めてですね、信州ファーム、これは第三セクターで整備しているものでございまして、塩尻市、それから株式会社ファーム、それからJA塩尻市、この三者で第三セクターを整備してございまして、青空市場につきましても、信州ファーム、第三セクターのほうに指定管理を出していくということでございます。その後、この運営につきましては、信州ファームから業務委託という形で、今まではJA塩尻市に業務委託したわけでございますけれども、昨年からJA塩尻市から株式会社ファームのほうへ業務委託をされているという状況でございます。

○**中村努委員** JA塩尻市のほうで直売所のような形でやっていたかと思うんですが、それが株式会社信州ファームのほうに、運営のほうですかね、それも今後やっていくということなんですが、その辺の経緯と、それから株式会社信州ファームにその市場を経営していく能力とございますか、そういうものは、どういうふうに判断されたんでしょうか。

○**農林業再生担当部長** 昨年から業務委託を株式会社ファームのほうに移管をしたわけでございますけれども、基本的にJA塩尻市が行っていたときにですね、なかなか人を雇用して行っていたんですけども、なかなかその雇用分の売り上げが確保できなかったという状況がありました。言うまでもなく5月の連休、ゴールデンウィーク中が非常にピークなんですけども、その期間は農作物等の産物、地元野菜等もなかったりするものですから、なかなか一番、お盆の時期も、なかなか野菜等も過渡期でありまして、なかなか収入が上がってこないという状況の中で株式会社ファームのほうに事業移管をしていただきました。

株式会社ファームにつきましては、当然ファームが持っております加工品、それからあの中ですね、小さな、そんなに大きな農園ではございませんけども、農園がありまして、そこでとれたものなんかも販売をしてですね、全体的な事業運営の中で青空市場を運営していくと、そういった仕組みになったという経過がございます。なお、JA塩尻市のほうからは、その運営のノウハウ、またレジ等ですね、取り扱い等のものは、非常に円滑に移管されておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

○**委員長** ほかにございませんか。

済みません。ちょっと無理やり関連させていただいて大変申しわけないんですが、雨氷の被害で、チロルの森のね、被害が出たというふうな、ちらっと聞きましたが、開園には何とか間に合いそうですかね。

○**農林業再生担当部長** 確かにですね、中に倒木等ございましたけども、どちらかという施設等にも若干ですね、一部破損もありましたけども、大きな損害等ございませんでしたので、一部保険適用になるようなところがあるかとも思いますけども、開園には間に合うというふうに思っております。

○**委員長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ないので、自由討議を割愛しまして、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第26号塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定については、原案の通り認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第26号塩尻市地域農業基盤確立農業構造改善事業施設の指定管理者の指定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

**議案第27号 訴えの提起について**

**議案第28号 訴えの提起について**

**議案第29号 訴えの提起について**

**議案第30号 訴えの提起について**

**議案第31号 訴えの提起について**

○**委員長** 議案第27号から31号までの訴えの提起について、関連がありますので一括議題といたします。説明を求めます。

○**建設課長** それでは、議案関係資料の152ページから156ページとなります。資料を用意しましたので、配付させていただいてもよろしいでしょうか。

○**委員長** これを認めます。

○**建設課長** それでは、お願いいたします。訴えの提起ということで、提案理由、市営住宅の明け渡し等の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものがございます。市営住宅の家賃の支払いを怠った者に対し、当該住宅の明け渡しを求め、及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものがございます。市営住宅の家賃の滞納者につきましては、支払いの督促等、滞納整理に努めてはまいりました。また、平成25年4月からは、市営住宅等の管理代行者及び指定管理者である長野県住宅供給公社と連携して家賃の徴収の徹底を図ってまいりましたが、しかしながら、特に今回このような関係で長期高額または悪質な家賃の滞納者に対して、代理人の弁護士、山根伸右弁護士を通じて今回訴えの提起を起こさせてもらうものがございます。

資料を見ていただきたいと思います。まず、吉田団地の大和玲子氏でございます。入居昭和62年。家賃2万7,100円。滞納期間16年から28年。滞納月数102カ月。滞納額ですけど、348万8,900円でございます。この方につきましては、昨年27年3月にも訴えの提起ということで議案のほうを出ささせていただきましたが、裁判所へ訴える、その前に誓約書等で和解が成立したもので、裁判のほうは起こさなかったんでございますが、その後、支払い等に滞りがあったため、今回また上げさせていただいたところでございます。

2番目の和田光廣、西条団地でございます。入居平成7年。家賃5,100円。平成15年から28年の148カ月。122万4,300円となっております。

その下、伊藤成人、同じく西条団地でございます。平成6年11月。家賃4,600円、滞納期間が平成16年から平成28年、133カ月ということになっています。滞納家賃が、済みません、督促手数料が入っております、議案と違いますけれど、101万7,100円となっております。

続きまして、宮嶋友樹、(牧野団地)となっておりますが、現在この方は松本へ引っ越されておまして、この牧野団地のほうにはまだ家財等が置かれた状態となっております。平成20年4月28日、家賃1万2,500円、平成23年から28年ということで、53カ月、59万7,200円となっております。

その下、松岡直希、西条団地でございます。平成22年4月1日、家賃9,400円、滞納月数43カ月ということで、29万2,800円となっております。

前回のときにも、この5人の方につきましては俎上に上がりまして、一応誓約書等で支払うということで約束を守ったんでございますが、今回それが不履行ということでございまして、今回このような形で議案等を上げさせていただいて、訴えの提起ということで住宅の明け渡しを行うものでございます。市営住宅に入りたい方が結構おりますので、もう払わない人はもう出ていってもらうということで、私ども、そういうスタンスでこれからもやっていきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○古畑秀夫委員 これ、途中までは、これ見ると入居から途中までは払って、その後ずっと滞納しちゃっているわけですが、これは、あれですか。先ほどからは悪質だっていう説明ですが、支払い能力、何か事情があつてということじゃなくて、支払い能力がありながら払わなんだという理解でよろしいでしょうか。

○建設課長 担当係長から御説明させます。

○総務管理係長 委員、御指摘のように、入居日等から見ますと、やはり一定期間、お支払いをいただいている期間も当然ながらございますけれども、その後の督促等に対して全く応じなかったりですとか、通知を出しても一切応答がないですとか、当然収入状況等については御本人からも申し出をいただくんですけども、経済的に見て明らかに、例えば生活保護の水準になるようなレベルであれば、係としても福祉のほうと連携をして対応をしまっているところがございますけれども、もう明らかに、もう一切の応答がないですとか、そういった部分を鑑みまして今回提示をさせていただいていると。また、金額も高額であるということが第一義で上がってきております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○中村努委員 市営住宅の保証人の責務っていうのがいつも問題になるんですが、今回のこの5名の方について、保証人の責任というのはどのようになっていますでしょうか。

○建設課長 担当係長より御説明させます。

○総務管理係長 保証人のほうにつきましては、当然ながら家賃について支払っていただくという責務を負う形になりますけれども、住宅を明け渡す、このまま例えば滞納が続いていってしまつて、あと例えば保証人さんも払えないというようになった場合ですね、保証人さんには明け渡しの請求というのは一切できません。あくまで保証人さんが負っていただくのは支払いまでの義務ということで確認をとっておりまして、実際その保証人さん

も払えなかった場合、ずっと払わないまま部屋を利用させてしまっていていいのかっていう部分がございます。要は家賃を払わなくても、保証人も払えない、本人も払えないといった場合に、ずっと部屋を占有されてしまつてはまた困るということで、当然ながら、この後の裁判の中で訴えをさせていただく中で、保証人さんも含めてどうするかというのをまた弁護士さんとも相談をしまっている、支払いについては弁護士と相談をし、賠償請求をしていくという形にはなりますけれども、まずは第一義として部屋を明け渡していただくっていうのを今回裁判をもってやらせていただいて、法的に退去をいただくっていう手続をとりたいというように考えております。

○中村努委員 実際、この5名の方は、保証人の方、お二人ずつついているのか、その方たちは、支払う意思どうか、能力というか、その辺あるかどうか、教えてください。

○総務管理係長 保証人さんはございます。全て入居要件となっておりますので、一部、市内要求を満たさない方も当然ながら、1名まで市長の定める範囲で市外とすることができるという規定ございますので、市外の方もいらっしゃるんですが、基本的に全ての保証人さんがいらっしゃいます。

今後は、その保証人さんに対しても、督促の段階で保証人さんにも御通知はさせていただいている部分もございますけれども、今のところ納付の見込みがないということでございますので、今後、保証人さんを含めた、どこまで請求をするかという部分につきましては、弁護士の先生と相談をしながら調整をしていくという予定でございます。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

私から一点、済みません。具体的に法的手続になった場合、この後、裁判所のほうに申し立てをして、一般的には民間ですとね、まず市の職員なりが明け渡しを話すような形になるかと思いますが、それを飛び越えて、執行官なりのいわゆる執行手続に移るような形にするのか、ちょっと手続と、あとかかる費用を概算で結構ですので、わかる段階であれば教えていただければと思います。

○総務管理係長 まず、手続の関係でございますが、ここで議案をいただきましたら、弁護士の先生のほうへ委任をさせていただきまして、手続を開始させていただきます。手続が開始になりますと、裁判所のほうへ手続をさせていただいて、まず基本的には弁論という形で御本人にも通知をした上で、相手方の御意見を聞くという場面を裁判所のほうで弁論という形で設けさせていただいて、その場で和解がとれれば、当然明け渡しまでは行かないという形になりますけれども、その時点で、例えば収入が少ないので何とかならないかですとか、そういった弁論の機会を設けさせていただいた上で判決をいただくという流れになります。

判決の後につきましては、市としましても、原則として任意で退去をいただくというのが一番よりベストでございますので、そちらのほうを一定期間、猶予期間ではございませんけれども、その辺の期間については、また弁護士とも調整になりますが、猶予期間をもって、さらにそれでも出ないという場合には強制執行という手続に入っているという予定です。

費用の関係でございますけれども、まだちょっと明確な金額というのは、1件、じゃあ幾らになるのかっていうのは、やはり人ごとにやはり異なってくる部分もございますので、現在、1件やると幾らってところがちょっと申し上げられませんが、やはり強制執行する段階には、供託金というような形で8万円ほどかかる費用もございます。プラス、弁護士の先生に依頼をする委託料の関係はございますので、そちらは今また山根先生のほうと相談しながらということで、ちょっと明確な数字は、1件幾らっていうのはちょっとお出しできませんが、

御了承いただければと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですかね。

それでは、ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第27号から第31号までについては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第27号から第31号までの訴えの提起については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第32号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第32号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料の157ページをお開きください。市道路線の廃止及び認定について。提案理由、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるとでございます。

概要につきましては、今回開発につきまして5路線、地区要望につきまして1路線でございます。

まず、開発につきましての一番上の路線番号1365。路線名、原新田吉田境4号線、延長47メートル、幅員6メートルでございます。1ページ、お開きください。159ページとなっておりますけれども、場所は広丘小学校の北側になります。ここは、8区画の造成地でございます。排水路の整備がなされ、排水につきましては浸透ます処理となっております。現在、3区画が建築中となっている状況でございます。

また、お戻りください、157ページ。1366、路線番号。堰西23号線、延長78メートル、幅員6メートルでございます。160ページをお開きください。長者原公園の南側になります。2路線となっております。済みません、1366の一番下のほうでございます。28メートルでございます、ここは既設の住宅が4軒ありまして、そこに今回3区画造成されたところでございます、排水路の整備が行われておりまして、かつ排水につきましては、浸透ます処理となっております。

お戻りください、157ページ。1367、堰西24号線、28メートル、44.7メートルでございます。済みません、逆に言ってしまいました。先ほどのをちょっと訂正させていただきます。1366のほうでございますが、13区画の造成となっております、3区画が今建築中となっております、両側に側溝が入り、浸透ます処理となっております。浸透ますは2カ所設置となっております。

その下が1367、28メートルでございます、これが先ほど申し上げましたが、4区画が家がありまして、3区画が今現在造成され、建築中となっております、排水路が整備され、浸透ますは1カ所整備されているものでございます。

お戻りください。157ページ、お戻りください。路線番号3541、桔梗ヶ原県道支線でございます。161ページをお開きください。八十二銀行の西支店の南側となります。5区画の造成となっており、今現在、全て建築中となっており、片側は側溝が整備され、片側は舗装どめのコンクリートということで、排水路の整備がさ

れております。ここにつきましても、浸透ます処理となっております。

157ページへお戻りください。路線番号3542、堅石桔梗ヶ原線でございます。延長56メートル、幅員6メートルでございます。図面につきましては162ページをお開きください。高出五区となります。齒科大通りの北側となります。先ほどの雇用促進住宅の南側となっております、ここにつきましては9区画の造成となっており、6区画が今現在、建築中となっております。両側にV S側溝の排水路が整備され、浸透ます処理ということで1カ所整備されております。

済みません。また最初のほうへお戻りください。157ページ。次は、地区要望に伴います市道路線の認定でございまして、現在の市道5390を廃止し、158ページをお開きください。認定ということで、5407、片丘住宅団地君石線となります。163ページが廃止する路線でございまして、164ページをお開きください。廃止して、その線を一緒に路線を認定するというので、県営君石団地の南側となっております。ここにつきましては、住宅内の道路でございまして、歩道も幅員2.5となっております。なぜ今このタイミングかと申しますと、これはまだ県の名義の土地でございます。ここも除雪もしておりますし、交通安全対策もなされておまして、常平生、ここが道路だか個人の道だかわからないなんてことのない通常の道となっており、交通安全等の防止もあり、私どもの維持管理等もありますので、今回、県のほうから行政財産の使用許可をいただきまして、この路線を、235メートル、歩道つきということで認定をさせていただきます。

今度の認定で、路線数が2,478路線、全体総延長89万1,003メートルということで、市道認定が市内、認定されたということでございます。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○中村努委員 済みません。毎回、浸透ますのことをお聞きするんですけど、この1366ですが、これ、東西に道路があって、それぞれ側溝につながっていくんだろうと思うんですが、これもやっぱり浸透ますじゃなきゃいけないような形状なんですか。

○建設課長 この路線につきましては、もう単独の浸透ます処理となっております。既設の排水路は、先が細いというか、つなげたらあふれちゃうということでございまして、単独で浸透ます処理ということになっております。

○中村努委員 ここの道路、かなり東西の道路はしっかりと整備をされていると思っていたんですが、道路はつながるけれども側溝はつなげないと、こういう構造になるわけですね。

○建設課長 排水計画の中で、計算の中で、今の断面ではもたないということで計算上出るものですから、今回単独でやらさせていただきました。

○中村努委員 今後の大雨等の体験してみないと何とも言えないんですけども、もしここがあふれると、ここから北部分の一連の側溝をもうちょっと幅広くして飲み込めるようにしてくれっていうような要望が出るような気がするんですが、そうなったらそなたで対応するというのでいいですか。

○建設課長 今回つくった浸透ます等も、私ども、適正に維持管理等を行いながら、そのようなことがないようにやっておりますので、お願いします。また、そのときには、またその辺の対応はさせていただきたいと思っています。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を割愛して、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第32号市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第32号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時13分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○産業政策課長 先ほど議案第24号の中で、固定資産税のですね、不均一課税に関する条例の中で、中村委員さんのほうからですね、土地等の賃貸契約にかかわる場合の不均一課税の取り扱いはいかがかという御質問がございました。今、県のほうへ確認させていただきまして、あくまでですね、市の固定資産税の場合でございますけども、土地、建物及び償却資産等のですね、取得価格がですね、先ほどの4番の概要にございますように3,800万円以上、また中小企業ですと1,900万円以上の取得があればですね、その取得した財産につきましては認められると。したがって、賃貸のみですと、この要件には該当しないということでございます。

○中村努委員 土地のほうはわかったんですが、建物のほうでその金額より上になっても、賃貸の場合は対象外ということですか。

○産業政策課長 あくまで事業者が取得した場合ということになります。

○中村努委員 ですから、建物は事業者が取得して建てたわけですよ、土地だけ借りて。その家屋に対する固定資産税。

○産業政策課長 失礼しました。ですから、土地が賃貸で、建物が事業者が建てたという場合は、建物はオーケーです。もっと言いますと、土地建物が賃貸で、中の償却資産のみが多分1,900万円、3,800万円の場合同じオーケーということでございます。以上であります。

○委員長 よろしいですか。

議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち  
合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○委員長 それでは次に、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算中、歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費2目



ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。

それでは、4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費の説明を求めます。

○下水道課長 それでは、予算書の187ページ、188ページをお願いいたします。また、予算説明資料につきましては54ページになりますので、お願いをいたします。

4款1項6目の19負担金補助及び交付金のうち、188ページの上から3つ目の白丸、合併処理浄化槽設置事業323万2,000円であります。主なものにつきましては、合併処理浄化槽設置事業補助金315万円であります。この補助金につきましては、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業のいわゆる集合処理区域外におきます生活排水における公共用水域や地下水の水質汚濁防止を図り、衛生的で快適な生活環境をつくるため、合併処理浄化槽設置者に対して補助を行うものであります。来年度につきましては、5人槽3基を見込んでおります。

続きまして、191、192ページをお願いいたします。4款2項1目し尿処理費でございます。まず、192ページの一番下の白丸、し尿処理施設管理費でございます。この予算につきましては、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、合併処理浄化槽の汚泥、それからし尿を衛生センターで受け入れ、前処理をした後、公共下水道へ流入させるための費用となっております。この4,221万円のうち主なものにつきまして申し上げます。まず、上から2つ目の黒ボツ、消耗品389万9,000円でございますが、主なものは薬品代で、活性炭、ポリ硫酸第二鉄液の購入でございます。それから4つ下の黒ボツ、電力使用料851万7,000円でございますが、衛生センターでの施設稼働に要する電力使用料でございます。それから2つ下の黒ボツ、営繕修繕料636万6,000円でございますが、破砕機、ドラムスクリーン、スクリープレス等の修理を行うものでございます。続きまして、193ページ、194ページをお願いをいたします。194ページの上から5番目の黒ボツ、機械設備点検業務委託料638万9,000円でございますが、し渣の袋詰め装置の点検、自動扉の点検等を行うものでございます。それから4つ下の黒ボツ、衛生センター運転管理業務委託料1,080万円でございますが、衛生センターの機械の運転や管理委託を行うものでございます。

次に、一番下の白丸、衛生センター設備長寿命化事業、設備改修工事2,180万円でございますが、現在の中央監視装置は平成10年に設置してから18年が経過し、老朽化や監視装置のサポートも受けられない状況にあることから、機械停止等による事故を未然に防止するために、シーケンサーの設置や改造作業を行うものでございます。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありますか。

○古畑秀夫委員 電気が自由化に4月からなるというようなことで、発送電分離で少し安いみたような報道もされているわけですが、ここでも電気は使っているわけで、市全般にもかかわる部分ですが、その辺、そういった安いものと契約していくみたいな何かそういう予定といたしますか、そういうのはありますでしょうか。

○下水道課長 その辺につきましては、予算を編成する段階におきまして中電等からいろいろ聞き取りをして、一番安いというところで見込んで、こんな計画にさせていただきました。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにごありますか。

○中村努委員 今回の電気のことに関係してですけれども、大規模災害時等に備えて、この機能というのはしっかり整えていかなければいけないというふうに思っているんですが、停電等の対応というのは、何か自家発電のような対応をとられているのかどうか。

○下水道課長 済みません。自家発電装置等の設備はないというふうにちょっと認識しております。もし大規模災害に備えてということであれば、最低限の発電量のそういうものを設置していかなければいけないというふうに思っております。

○中村努委員 じゃあ、そのように検討してください。よろしくお願いします。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは次に、5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）について説明を求めます。

○産業政策課長 予算書の199、200ページをお開きください。あわせまして、予算案と説明資料の26ページ以降をごらんいただきたいと思います。

予算書の説明欄の主な事業につきまして御説明を申し上げます。5款労働費1項労働諸費1目労政費のうち、一番上の白丸、職員給与費1,520万4,000円でございますが、人事課での積算額となっております、これからの職員給与費及び嘱託員報酬の人件費の説明につきましては説明を省略させていただきますので、御了承をいただきたいと思います。

2つ下の白丸、労働者福祉対策事業であります。その下の黒ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金360万円でございますが、中小企業者退職金共済等の掛金を支払った事業主に対しまして、130事業所600人を対象に補助することとしております。その下の黒ポツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金800万円でございますが、個人事業所を含めた中小企業勤労者の福利厚生を図るべく、塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターへの運営補助金でございます。朝日村、山形村からの負担金237万3,000円を合わせまして補助をさせていただいているものでございます。その下の黒ポツ、勤労者住宅建設資金利子補給金219万6,000円でございますが、年間所得額が550万円以下の勤労者が新築及び増改築、また住宅建築用の宅地の取得のために要した3年間の利子総額の20%相当額を補給金といたしまして支給するものでございます。その下の黒ポツ、労働対策振興費補助金145万円でございますが、勤労者等の団体で構成いたします塩尻地区労働者福祉協議会への助成金でありまして、労働者の自主的な福祉活動を目的といたしまして、労福協フェスティバルや交流事業、また福祉施設や駅前清掃のボランティア活動などの勤労者福祉活動事業につきまして補助をさせていただいているものでございます。1つ下の黒ポツ、勤労者福祉資金融資預託金5,000万円でございますが、勤労者等を対象といたしまして、返済期間が10年以内、貸付利息の固定金利が1.8%、変動金利で1.58%とした融資のための原資を限度額300万円といたしまして金融機関に預託するものでございます。平成27年度につきましては、これまで13件、新規融資額1,584万円のあっせん融資額となっております。預託倍率が今現在1.5倍となっております。融資残高が減少になったことに伴いまして、前年対比1,000万円の減額となっております。この預託金につきましては、年度末に返還されるということになっております。

次の白丸、雇用対策事業の一番上の黒ポツ、臨時職員賃金159万4,000円でございますが、塩尻地域職業相談所、塩尻市ふるさとハローワークにおきまして受付業務を行っております臨時職員の賃金でございます。平成26年度であります。今現在えんぱーくの4階でございますけれども、本相談室には1万6,000人の方

が来ておられまして、月約1,400人というような状況でございまして相談件数がございます。3つ下のですね、黒ポツ、若年者就業サポート委託料300万円でございますが、これまで若者就業支援を含みます勤労青少年ホームの管理運営をNPO法人ジョイフルへ指定管理をしまいましたが、今後も若年無業者、個々の特性に応じたきめ細かな就労支援をすることによりまして就労等につなげ自立を図るための委託料といたしまして、継続事業とさせていただくものでございます。具体的には、おおむね市内の39歳までの方を対象といたしまして、就労や進学を目指す若者に対しまして臨床心理士等によります相談業務、またコミュニケーション、マナーなどのスキルアップ講座、就労トレーニングなどを予定しております。下から2番目の黒ポツ、塩尻地区労務対策協議会補助金100万円でございますが、塩尻地区労務対策協議会への助成金となっております、主に新規就職者の研修会、また高校生を対象といたしました就業意識啓発セミナー、学校教職員と地元企業との情報交換、また企業視察、就職面接会等を実施する活動事業といたしまして補助させていただいているものでございます。

その下のシルバー人材センター補助金1,343万2,000円でございますが、シルバー人材センターの運営にかかわります補助金であります。補助金のうち175万2,000円につきましては、朝日村が負担をするものとなっております。なお、平成28年度から過去3年間の就業の人員数が増加いたしました、格付ランクが1つ上がったことによりまして、運営費の交付限度額が変更になり、前年対比166万2,000円の増額となっております。

その下の白丸、技能者褒賞事業31万円でございますが、市の技能者褒賞要綱によります技能功労者また優秀技能者への記念品代等の経費、また式典の諸経費となっております。

201、202ページをごらんいただきたいと思います。一番上の白丸、実践型地域雇用創造事業の一番下になりますが、黒ポツ、雇用創造協議会負担金7,687万7,000円でございますが、塩尻市地域雇用創造協議会の提案によります国の採択が、昨年9月1日に採択されました。12月1日から事業を実施しているものでございまして、昨年の9月議会でも補正予算をお認めいただいたところでございます。市域の雇用拡大を目指しまして国、厚生労働省であります、の委託事業であります本プロジェクトを実施するために、塩尻市雇用創造協議会へ負担金を交付するものでございます。本事業でございますが、現在7名の職員を採用いたしまして、SIP内に事務所を構えて、平成29年度末の目標雇用人数、KPIでございますが、136人と定めまして取り組んでおり、協議会へ負担金を支払うものでございます。これは、国の10分10の委託料となっております、年度内に事業清算金として協議会からまた市のほうへですね、支払われるとなっております。主な負担金の内訳でございますけれども、基本経費といたしまして2,503万円余でございます。これは、先ほど申し上げました事業推進員3名の人件費、それから事務所内の備品、リース等の経費、また各種セミナー、ホームページ等の情報発信の事業費等でございます。実践支援の経費といたしまして、実践支援員の6名分の人件費、現在7名ですが、来年度以降また2名を採用いたしまして、9名体制ということを予定していますので、6名というふうになっておりますけれども、その人件費、あと実践事業の運営費用、また車両等のリース代、アドバイザー経費等でございます。合計で7,687万7,000円となっているものでございます。5款労働費の説明は以上でございます。御審議のほどをよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありますか。

○中村努委員 200ページの若年者就業サポート委託料ですが、今これは、国からの補助金等が入っていますでしょうか。

○産業政策課長 この制度でございますけども、まず1つはですね、今、中村委員がおっしゃいましたようにですね、まず国の委託事業が1つでございます。長野県下で3カ所で行われておりまして、塩尻を拠点にですね、中南信地区を網羅していますのがNPO法人ジョイフルでございます。これがまず、長野県内の中南信地区を網羅している委託事業でございます。この300万円につきましては、市の単独の事業の委託料でございます。したがって、そのすみ分けはですね、うちの300万円につきましては、塩尻市民を対象といたしまして就労相談をさせていただいているというような状況でございます。就労、進学等とですね、相談等をさせていただいている状況であります。

○中村努委員 国の制度と市の単独事業ということですが、これは、要は勤青ホームがなくなって、また旧広丘西保育園跡地に引っ越すというようなことを聞いているんですが、そういった建物の賃貸料だとか、そういったことには充てられるものなんですか。

○産業政策課長 今までもですね、そうでありますけども、国あるいは市といたしましても、いわゆる家賃のですね、助成あるいは補助金は、一切支払っていないという状況でございます。したがって、今、広丘西保育園の跡地のほうへ移転をされると、市内の何件か物件当たったようでございますが、最終的に旧広丘西保育園のほうへですね、落ちつくというようなお話がありましたけれども、それに対しましても、この委託料の中では、経費としては算入はされておられません。

○中村努委員 なかなか経営といいますか、運営のほうも厳しいようなことを聞いておりますし、やっぱりやっている事業の内容が非常に特徴的なことで、場所が変わるとということも大分影響してくるのかなというふうに思っていますので、これからも継続してやっていかなければいけないような事業であれば、ぜひ場所はしっかり市のほうで押さえて、事業だけをそこに委託していくというような形も今後考えていかないと継続的に難しいのかなというふうに思っておりますので、これは要望で結構です。

○委員長 ほかにございますか。

○古畑秀夫委員 202ページの一番上の雇用創造協議会負担金ということで、これ、国のいわゆるあれかね、地域創生だか、あの資金ってことかと思いますが、これ、何年間やるっていうのと、内容的には、ここで7人なり9人を雇って、その人たちは雇用を創造する。どんなようなことか、もうちょっと、先ほど説明は受けたんですが、国が何年間、これ、出していただけるのかと、内容的にこれ、どんなようなことか、もうちょっと、どこかで説明を受けたような気がするが、申しわけないです。

○産業政策課長 昨年12月1日に認定を受けまして、3カ年度ということでございますので、28、29年ですが、30年の3月末までの2年4カ月の事業となっております。財源がですね、実は厚生労働省の、これが補助金ではなくてですね、雇用保険料が財源となっております。委託料という形で市の協議会が提案させていただいて、それが認定になったということでございます。したがって、先ほど申し上げましたように雇用保険料が財源でございますので、KPIの中でですね、雇用を生み出すというような、これが大前提の事業となっております。

先ほど申し上げました実践支援員と、それから事業推進員と、メンバーといいますか、職員がいるわけなんで

すが、まず事業推進員はですね、どちらかといいますと、地元の企業の皆さんに雇用を促すこととですね、それから就労を目指している方をいかに塩尻市内へ就職していただく、あるいは起業をしていただくかということ、まず今回は本年度セミナーを開きまして、そこでしっかりスキルアップっていいですか、状況等々を振り返りをしていただいて、最終的にはマッチングですね。この事業者さんと就労者の皆さんをうまく結びつけて起業に結びつけるというのは、1つの大きなテーマとなっております。

実践支援員の皆さんにつきましては、そもそもこの提案がですね、私ども、観光とですね、それからICTということで、テーマで上げさせていただきました。観光につきましては、なかなかいわゆる滞在型、いわゆる滞在型といいますか、滞留型ですね、なかなか観光客の皆さんが少ないと。どちらかという、通過型というような形で言われております。その辺をですね、何とか解決できないかなってということで、観光分野を1つの課題として捉えております。

もう1つ、ICTの関係ですが、これもなかなかその地元ですね、中小企業の、よく製造業の皆様方も含めてですが、旅館業、小売店の皆さんもそうなんですが、IT、ICTの重要性はわかっているんですけども、なかなかその導入に踏み切れないというような、そういった課題がございます。したがって、その辺ですね、ところを実践支援員のほうで、ふえました観光とICTの課題をですね、現在ニーズなり課題を探っている状況でございます、これを新28年度から取り組んでいくというような状況でございます。27年度は4カ月間の短期間の事業でございますので、現段階ではセミナーはすでに開催をしておりますけれども、観光、ICTにつきましては、それぞれのニーズ把握、課題把握をさせていただいて取り組んでいるというような状況でございます。以上でございます。

**○副委員長** 非常に今までも行政がやってきて、かつ、これからの雇用を創出するっていうのはですね、ある意味で、こういう御担当の方ですね、多分今までもいろんなキャリアをお持ちであって、それをいかに活用できるかっていうことかと思うんですけども。自分たちもやってきて、そんなにうまくいっていないと。それを外から連れて来てっていうようなところですね、何ていうんでしょうか、本当に成功するのかなって。その成功要因ってどう見ていらっしゃるのかっていうこと。それから、どうやって今の組織と連携してやっていくかって、その辺のスキームがあるのかなのかっていうのがちょっと心配なんです。

**○産業政策課長** 今の御指摘もございました。それで、私どものですね、当然事業者、経営者の皆様もいらっしゃいますし、当然就職を目指すという方もいらっしゃいます。起業をされている方もいらっしゃいます。現時点ではですね、先ほど申し上げましたそれぞれの課題、あるいはニーズをですね、把握させていただいているというような状況でございます、1つには、ICTの関係につきましては、SIPの中にございますOSS推進協議会、40団体ほどございますので、そういった事業者の皆さんとですね、連携をさせていただいて、これ、ソフト開発ですとか、そういうのがありますけれども、そういったことを考えております。

また、観光につきましてもですね、観光協会の法人化にもなるんですが、観光協会の皆様方を取り込んでですね、主に旅館業といいますか、そういった方たち、今、特にですね、やはり国からの先生からも言われたんですが、やはり奈良井宿ですね、これが素晴らしい資源だと言われております。したがって、奈良井宿を中心といたしまして、滞留型、あるいは滞在型の観光コンテンツができないかというようなこともですね、言われておりますので、いずれにしましても、市域内ですね、そういったいろんな方たちを巻き込んでやっていくということ

が一番大事なかなと思っておりますので、その辺のところはまた今後、まだ4カ月たったところでございますけども、あと2年間ございますので、しっかり成果を出していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○副委員長 インタビューとかはね、いろいろされているっていうことだと思うんですけど、ぶつかる課題っていうのはですね、今までもやってきたのと共通なものは必ず出てくるはずですね。そういう意味で、心配しているのはですね、あのメンバーだけに期待をするっていうんじゃないくて、例えば共通課題、従来課題にあれば、それはやっぱり全体で解決していくようなスタンスがないと、彼らは非常にそういう意味では、今はまだスタートしたばかりだと思うんですが、必ず失速する時期が来ると思うので、その辺を、どうぞフォローをよろしく願いしたいと思えます。

○産業政策課長 今、御指摘がございました。本当にメンバーだけじゃなくてですね、観光協会あるいは市もですね、私どももそうですし、ブランド観光課の職員もそうですし、SIPの職員、これが一緒になって定例的な打ち合わせ等をさせていただいてございますし、進捗状況もしっかり管理させていただきながら一緒になって取り組んでおりますので、よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにありませんか。

○中野重則委員 労費の予算額が対前年度対比で3,000万円ほどふえております。主なものは何でしょうか。

○産業政策課長 先ほど御説明させていただきました202ページですね、雇用創造協議会負担金ですね、7,687万7,000円ということでございまして、これが平成27年度は補正予算でございましたので、当初予算で新たにこの金額が出てまいりました。その関係で3,000万円ほど増額となっております。

○中野重則委員 先ほど勤労者福祉資金融資預託金が1,000万円減ったって言いましたよね。それでここが3,000万円ふえている。

○産業政策課長 先ほど申し上げました預託金が1,000万円ほど減っております。また、減った要因といたしましてはですね、勤青ホームの指定管理料、これも1,000万円以上たしかあったと思いますが、1,300万円ほどあったんですが、これも減っているというような状況でございまして、相殺させていただいてトータルで3,000万円ほどの増となっております。

○委員長 中野委員、よろしいですか。

じゃあ、私から、済みません。先ほどの実践型地域雇用創造事業で、ちょっと説明があったかもしれないんですが、具体的に目標、補助金を取るときの当然目標数値とか出したと思うんですが、どのぐらいの雇用を創出するという目標でつくったのか。それから、7名採用ということですが、ちょっともし少しキャリアと年齢をお聞かせいただければありがたいかなというところです。

○産業政策課長 アウトプット、アウトカムの関係でありますけども、アウトカムで先ほど私、136名というふうに申し上げました。ただ、アウトプットのほうも実はございまして、各セミナーの参加者の人数ですとかですね、その辺も含めてですね、実はそのアウトプット、アウトカムの毎年国からの審査がございまして、それをクリアいたしませんと、この事業が打ち切りになるというような大変ハードルの高い事業でございまして、現にほかの地域ではですね、途中で打ち切られて補助金を返還したというような例もあるというようなことを聞いております。したがって、シビアなあれになっているわけでございまして、ちょっと今、年度別の数字がです

ね、出ていたもんですから。済みません。ちょっと、若干話がありますけども、まず委託料の規模ですが、3カ年で1億7,000万円余でございます。KPIにつきましては、27年度が16名、28年度が60名、29年度が60名ということで、136名ということでKPIの数字を出ささせていただきます。

それから、今の7名の職員でございますが、事業推進委員が3名でございます。統括リーダーとサブリーダーと経理担当でございます。統括リーダーにつきましては、エプソンのOBの方でございます。サブリーダーの方は、民間の企業でやられた女性の方でございます。経理関係につきましても、経理等を今まで担当された方ございました。実践支援員の方ですね、観光のお二人と、今ICTのお二人がいらっしゃいます。観光につきましては、この方は塩尻市出身なんですけど、横浜にいらっしゃいまして、御家庭の事情もございましてですね、こちらのほうに戻ってまいりたいというようなことございまして、民間の観光のほうでやられた方ございまして、いわゆるUターンの方でございます。もう1人の方が、済みません、今ど忘れまして、もう1人の方は、ICTの関係につきましては、お一人の方はSIPの中にですね、いらっしゃった方ございまして、SIPの中で実際にやられた方ございまして、円満退社をさせていただいて、こちらのほうへ移って来ていただいたということでございます。そのICTのリーダーの方につきましては、プロジェクトマネジャーを経験されておられて、信濃毎日新聞のほうですかね、そっちのほうでITのほうをやられていたという方でございます。ちょっと頭の中であれですので、ざっくりで申しわけございません。そんな皆さんでございます。

○委員長 ちょっと、一応キャリアをお聞きしました。じゃあ、法人化のほうも手伝う方、観光協会の法人化に伴った強化とは別、一緒。

○産業政策課長 法人化とは全く別であります。

○委員長 別で、基盤強化ということで一応携わるということなんですかね。そこの観光の横浜から来る方とかは、全然関係ない。観光協会のことは、関係はない。

○産業政策課長 もっと言いますと、2年4カ月ですので、2年4カ月後にですね、この皆様方が地元でですね、就職あるいはまた起業なりをしていただけるっていうことも、また最終的にはまた目標としては持っておりますので、それはそれとしまして、現時点では観光協会とは全く切り離れた活動をさせていただいております。

○委員長 起業ね。何となくわかったつもりになりました。

ほかよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いいですかね。そうしましたら、ちょっと次のは長いので、1時5分まで休憩をして、1時5分から再開をすることとします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時04分 再開

○委員長 それでは休憩を解いて、少々時間前ですが再開をいたします。引き続きまして、6款農林水産業費の説明を求めます。

○農業委員会事務局長 それでは、予算書の203、204ページをお願いいたします。6款農林水産業費中の1目農業委員会費から御説明をいたします。予算額につきましては5,458万3,000円でございます。説

明欄の2番目の丸、農業委員活動費1,780万9,000円でございますが、農業委員の活動に伴う経費でございます。主なものでは農業委員30人分の報酬1,600万3,000円でございます。

次に、3番目の丸、農業者年金事務諸経費66万6,000円でございますが、この経費につきましては農業者年金の受託事務でございます。年金裁定請求等の事務処理にかかわる経費でございます。

次に、次の丸の農業委員会事務局諸経費244万3,000円でございますが、この経費は農業委員会事務局の諸経費でございます。主なものでは、下から3番目のポツ、農地地図情報検索システム業務委託料98万3,000円でございますが、これは農地基本台帳の農地の所有者の住民記録や農地の地番、面積などの情報、地図データの更新を委託するものでございます。私からは以上でございます。

○**農林業再生担当部長** それでは、続きまして205、206ページをお願いいたします。2目の農業総務費でございますが、農業施策全般の事務経費でございます。主なものといたしましては、下から5番目の登記書類作成委託料50万円でございますが、国土調査の誤り訂正にかかわる登記書類の作成委託料でございます。

続きまして、3目の農業振興費の2つ目の丸になりますが、園芸産地基盤強化等促進事業1,226万円余でございますが、これにつきましては、予算説明資料28ページ、一番上の段をごらんいただきたいと思います。それをあわせてごらんいただきたいと思います。予算書の順番に沿って御説明申し上げます。一番上のポツの野菜価格安定事業補助金900万円でございますが、野菜生産出荷安定法に基づく野菜価格が低落をした場合の生産者への補給金として交付されるものでございまして、基金造成をしております。これに対する定額補助ということで900万円を計上してございます。それから、下から3番目のポツになりますが、農地地力向上対策事業補助金164万2,000円でございますが、これにつきましては、化学肥料等によらない土壌づくりを行う農地地力向上対策事業として補助をしているものでございまして、特にレタスの根腐れ病の総合対策、また風食防止のためのえん麦等の緑肥種子の購入に3分の1の補助率で支援をしているものでございます。続きまして、下から2番目のポツになりますが、防葉ネット設置事業補助金22万5,000円につきましては、農薬の飛散防止のための設置をいたしますネットに対して2分の1の助成をしているものでございます。続きまして、一番下のポツになりますが、環境保全型農業直接支援事業補助金120万円につきましては、減農薬、減化学肥料によります農業生産に対しまして、10アール当たり8,000円を国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1、それぞれ支援をしているものでございます。

それから、続きまして予算書の207、208ページをごらんいただきたいと思います。一番上の丸になりますが、畜産振興事業186万2,000円でございます。これにつきましては、特に主に高ボッチ牧場の維持管理が主な経費でございますが、来年度からは高ボッチ牧場につきましては、従来の市管理型から、高ボッチ牧場の牧野組合が従来より設置されておりまして、この牧野組合の自主的な管理運営で行っていくという形でございます。このため、昨年までございました牧柵の修繕費や肥料の購入費、衛生検査等につきましては、牧野組合の自主活動として行うということでございまして、28年度は予算計上をしてございません。市ではポンプの維持管理費のみを対応していくということでございます。私のほうからは以上でございます。

○**森林課長** 続きまして、次の白丸、有害鳥獣駆除対策事業1,471万8,000円でございます。こちら、野生鳥獣による被害防止及び市民生活の安全・安心な住環境を確保するためのものでございます。2つ目の黒丸、臨時職員賃金250万9,000円でございますが、こちらにつきましては、鳥獣対策パトロール員3名6カ月



分、またカラスおりの管理人1名の賃金でございます。

続きまして、有害鳥獣駆除対策事業費の中の下から5つ目の黒ポツ、有害鳥獣駆除対策協議会負担金678万7,000円でございますが、こちら、野生鳥獣の駆除を行う協議会への負担金ということで、有害鳥獣駆除の活動費等に支払うものでございます。続きまして、そこから2つ目の黒ポツ、有害鳥獣防除対策事業補助金141万4,000円でございますが、こちらにつきましては、農作物被害防止のため、電気牧柵等の設置の補助金でございます。共同設置の場合につきましては3分の2、個人設置の場合には2分の1の補助を行っているものでございます。私のほうからは以上でございます。

**○農林業再生担当部長** それでは、引き続きお願いいたします。1つ飛んでいただいて、ぶどうの郷づくり事業等推進事業でございますが、1,304万7,000円でございますが、果樹の総合産地としての維持発展を図るものでございまして、1つ目のポツになりますが、果樹園整備促進事業補助金899万円でございますが、これにつきましては昭和59年から実施しているものでございまして、果樹棚の整備、ブドウ棚につきましては、新設が3分の2、更新が2分の1、またその他の果樹につきましては、新設が3分の1、更新が4分の1という形で、それぞれ上限を定めて補助をしているものであります。また、次の優良果樹苗木導入でございますが、これは補助率、苗木の導入2分の1でありまして、上限150万円という形でございます。ちなみに、過去10年間、平成17年からやっている事業でございますが、今までに8万2,541本の苗木の支援をさせていただいております。次に、またもう1つ、雨よけハウスの設置補助であります。これは果樹の雨よけハウスを設置する場合につきましては、3分の1の助成をさせていただいているものでございます。それから、済みません、次、その下のポツになりますが、果樹共済加入推進事業補助金405万7,000円につきましては、特に平成26年度から農家の皆さんの掛け金の2分の1まで補助率を上げて加入促進を図りまして、経営安定の図れる生産農家の育成を目指しているというところでございます。

それでは、予算書をめくっていただきまして、209、210ページをごらんいただきたいと思います。最初の中山間地域直接支払事業、208ページの一番下の丸になりますが、主なものは次のページの209、210ページでございますので、そちらのほうをごらんいただければと思いますけれども、これは耕作条件の悪い急傾斜地で農地の保全活動を行う地域ぐるみの活動に対して国から支援がある制度でございまして、本市の場合は市内19集落で協定が結ばれまして、面積にいたしましては、協定面積大体150ヘクタールほどが協定面積になってございます。主には水田でございまして、傾斜に応じて10アール当たり8,000円から2万1,000円が支払いされるという状況でございます。これはそれぞれ、国、県、市で3分の1ずつを負担しております。

続いて農作物自給率向上事業1,341万7,000円でございますが、これは米の需給調整、また経営所得安定対策、また遊休荒廃農地等の拡大防止、耕作放棄地等の解消や利活用等にかかわるところの事業費でございまして、国の事業を対応をしているものでございます。具体的には、下から3番目のポツになりますが、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金906万円余でございますが、これにつきましては、各地区で行っております経営所得安定対策事業の地区の推進活動費が主でございます。特に営農計画書、また確認作業等を行う経費に対して国から補助を受けているもの等もでございます。それから、次のポツになりますが、下から2番目のポツになりますが、信州ひすいそば導入支援補助金51万9,000円でございます。これは、本市で生まれました信州ひすいそばを本市におきましてもブランド化をしていくということでございまして、昨年度は北小野地区で5

ヘクタールから本年は11.5ヘクタールまで拡大してございまして、来年度はできれば20ヘクタールまで拡大をしていきたいという予定でございます。次、一番下のポツになりますが、畑作物作付補助金103万2,000円でございます。これは、平成27年度に、国が制度の改正によりまして認定農業者に国の経営所得安定対策事業が限定をされたことから、中小零細規模の生産農家を守っていくという観点から、市の単独事業で国の補助額のおおむね9割を補助をさせていただいております。麦、大豆、そば、菜種等を作付した場合に対する数量払いという形で支援をしております。

それでは、済みません。その次の段になりますけれども、予算説明資料28ページの中段とあわせてごらんいただきたいと思います。農業経営体育成支援事業3,078万2,000円でございますが、これは新規就農者を初めとした地域の核となる農業者に、農地の集積ですとか、またそういった生産農家の活力のある事業体に育成をしていくというものが主なものでございまして、特に下から5番目の共同利用機械施設等導入事業補助金335万7,000円につきましては、認定農業者が5戸以上で、または農業生産法人等におきまして機械導入を行いまして省力化をさせるものにつきましては2分の1の助成をさせていただくものでございまして、上限が200万円となっております。平成28年度は5件を予定しております。続いて、下から4番目のポツになりますが、新規就農者補助金721万円でございますが、これは前年度より大幅な増になっておりまして、新規就農者が新たな経営を進めていく中で機械器具等を購入する者に対しまして、上限100万円を2分の1を助成をしているものでございます。平成28年度は非常に要望が多くて、13件となっております。それから、下から3番目のポツになりますが、新規就農者就農支援負担金60万円ですが、これは市の農業再生協議会が事業主体となりまして、定年帰農者を含めましておおむね60歳までの方を対象といたしまして、新規に就農希望者の方の生活費や事業運営費等に係るところの助成をさせていただいておりますものでありまして、市5万円、JA2万円、合計7万円を助成を、給付をさせていただいております。なお、これにつきましては、国の青年就農給付金とは重複をしていないということとなっております。次に、下から2番目の青年就農給付金1,575万円でございますが、これも年々拡大傾向でございまして、国の施策で原則45歳未満の就農希望者の方に対しまして、最大150万円を7年間にわたりまして支援を行うという形のものでございます。平成28年度は1名ふえまして、11名を予定しております。

次に、農業再生推進事業でございますが、211、212ページをごらんいただきたいと思います。これは国内外の産地間競争の激化、また農家の高齢化や優良栽培技術の断絶、また地球温暖化に伴うところの気象変動にも対応を含めた、特にブドウの品質低下ですとか、そういったものの改善を行いながら担い手育成を目指しているものでございます。私からは以上でございます。

○産業政策課長 産業政策課のほうです、取り組んでおります事業もございまして、農政課、ブランド観光商工課とあわせまして、横串を刺して取り組んでいる事業でございます。窓口は産業政策課になっている部分がございますので、御説明させていただきます。212ページです、農業再生推進事業の上から2つ目の黒ポツでございます。ワイン銘醸地振興事業委託料388万3,000円でございますが、ワイン用ブドウの生産農家、また市内ワイナリー、塩尻市志学館高校生などを対象といたしまして、ワイン産地塩尻の維持発展を目指しまして、人材育成やワイン品質の維持向上を図る目的で平成27年度から委託している事業でございます。主な業務内容でございますが、1つ目でございますが、塩尻ワイン大学の企画運営ということでお願いをしております。

ます。また、2つ目としまして、ブドウ、ワインの成分分析調査、3つ目でございますが、志学館高校の事業の支援ということで、主な3つの事業を展開している委託料でございます。

3つ下のですね、白丸、総合6次産業化促進事業の中でございますけども、下から3つ目の黒ポツ、長野県農産物等輸出事業者協議会負担金4万円でございます。これは県の農政部が事務局でやっておりますけども、平成26年2月に長野県など14自治体を初め65団体が加盟しております協議会でございます。ジェトロ長野やJA等と連携する中で、生鮮食品から加工品まで多種多様な農産物や食品を扱ひまして、販路拡大のため、アジア方面、主に香港、シンガポール、タイでございますけども、協議会主催の商談会への参加支援などを主な事業としておるところでございます。その下の黒ポツ、日本ブドウ産地協議会負担金8万円でございますが、これは事務局が甲州市でございますけども、平成26年4月に全国の国産ブドウ産地の海外輸出によります消費拡大を目的に設置された協議会でございます。中央果実協会等と連携する中で、生食ブドウやブドウ加工品に特化した商品を取扱ひ、ブドウ等の輸出に特化した実証実験、また全国の産地間リレーが可能でございます。輸出等の関係につきましては、マレーシア、インドネシア等々を予定している事業でございます。この事業でございますけども、農林水産省の輸出に取り組む事業者向け対策事業に採択をされておまして、平成29年度まででございますけども、参加費負担金以外の経費につきましては国の10分の10の補助金が充当されるという事業でございます。その下の黒ポツ、ワイナリー等設置事業補助金414万4,000円でございますが、ワイナリー経営の安定化及び持続的な発展を図り、もって地場産業の振興及び強化、雇用の拡大を図る目的で施設の新設、また増改築等にかかります固定資産税相当額を3カ年補助するものでございます。こちらのほうでございますが、ワイン大学の修了者を想定しておまして、5年間のですね、時限立法ということで制度化して取り組んでまいりたいと考えています。ワイン大学につきましては、平成26年から29年までの4年間でございまして、1年間修行を積まれてですね、平成31、32年あたりにワイナリー等の設置に向けて取り組んでいただければということで、新しく補助金ということで制定させていただいたものでございます。私のほうは以上でございます。

**○農林業再生担当部長** それでは、同じページでもう一度戻っていきまして、上から2段目の丸になりますが、農業公社運営補助金2,600万円でございますが、これにつきましては、本会議の中でも御説明申し上げましたとおり、農業公社に対する運営の補助金でございます。農業公社につきましては、直接的な事業といたしまして耕作放棄地の解消、また遊休農地等の有効活用、また大豆等を用いた6次産業化の推進、さらには農産物の加工販売等を行っておりますし、また支援的な事業といたしましては、農作業の支援事業、農家から依頼を受けて機械作業等を行っているわけでございます。あわせて人力、猫の手によります営農支援等を行っていただいているというところでございます。なお、猫の手につきましては、登録農家が現在174戸、また支援者で登録者が178人という形になってございます。

それから、次の段にまいります。4目の農村総合整備費、農業集落排水事業会計繰出金2億5,000万円余でございますが、これにつきましては、農業集落排水事業の経営安定を図るために一般会計から農業集落排水事業会計に繰り出しをするものでございます。詳細につきましては、特別会計のほうで説明をさせていただく予定でございます。

**○農業委員会事務局長** それでは、予算書の211ページの一番下でございます。農地流動化促進活動事業につ

いて御説明いたします。予算額につきましては、1,513万1,000円でございます。右側の説明欄の中の丸で、下から2番目のポツでございます。中核農家等育成規模拡大事業奨励金1,363万4,000円でございますが、この事業は農業従事者の高齢化が進む中、遊休農地の発生防止を図りながら担い手農家を育成するために、農地の借り手農家に対しまして、その契約年数に応じて奨励金を交付しているものでございます。私からは以上でございます。

○農林業再生担当部長 それでは、予算書の213、214ページ、それから予算説明資料の29ページの2段目からごらんをいただければと思います。まず、6目農地費の2つ目の丸になりますが、土地改良事業1億9,072万円余でございますが、これにつきましては、土地改良事業の諸経費及び負担金補助、農業施設等の整備にかかわるものでございまして、特に14行目のポツになりますが、設計委託料890万円ですが、これは片丘地区で行います地域ストックマネジメント事業、また塩尻南その2地区と呼んでおりますが、塩尻の東、それから奈良井川地区等を含めましての施設計画の策定業務、それから農業基盤整備の工事にかかわるところの10カ所を来年度予定してございますが、ここの実施設に係る経費でございます。それから、5行目のポツになりますが、農業農村基盤整備工事4,720万円でありまして、特に各地区から、また土地改良区等から要望に基づきまして、老朽化した農業用施設等を整備し、農業生産の安定を図るものであります。具体的には、市の単独で行っております農業農村基盤整備事業といたしまして1,000万円、それから国、県等の補助によりますところの基盤整備といたしまして2,620万円、それから片丘地区で予定してございます地域ストックマネジメント事業として1,100万円余を予定してございます。そこから6行下のポツになりますが、多面的機能支払交付金事業補助金6,726万3,000円でございますが、これは農業施設の維持管理にかかわるものを地域組織を設置いたしまして、農業農村の持つ多面的機能を維持管理を行う者に対しまして、国から助成が行われるものであります。平成28年度は1地区ふえまして、9地区で全体面積957ヘクタールを予定してございます。その下のポツになりますが、土地改良事業地元負担金等軽減補助金でございますが、5,910万8,000円でございますが、これは土地改良事業、従来行っておりました土地改良事業の地元負担の軽減を図るために、平成3年から平成25年まで57件の農林漁業の資金償還の助成を行っているものでございます。

次の丸になりますが、減濁水対策施設維持管理事業2,530万円余でございますが、これは国鉄の塩嶺トンネル、それから中央道の塩尻トンネルの減濁水施設の維持管理に係るものございまして、現在この施設といたしましては、送水機場が2カ所、それから揚水機場が4カ所、それから中継機場として2カ所、ため池としては16カ所が設置されてございまして、これに係るところの維持管理費でございます。

それから、予算書の215、216ページをごらんいただきたいと思っております。上から1つ目の丸になりますが、ため池耐震化事業であります。これは、特に1つ目のポツといたしまして、設計委託料808万円でございますが、これはため池耐震の点検調査を行うものございまして、1カ所であります。これは、貯水量等の規模の大きい順に現在選定をございまして、平成28年度は雨洞を予定してございます。それから、ハザードマップの作成といたしまして、昨年度調査を行ったところで耐震性に多少の問題があるというような4カ所、出てまいりましたので、そこにつきましては、ハザードマップを作成して地元住民に説明をしまいたいという予定でございます。それから、2つ目のポツになりますが、県営ため池耐震化事業負担金としまして1,210万円余でございますが、これにつきましては、県営が行いますみどり湖耐震補強工事をいよいよ28年度から工事が着手

する予定でございまして、これに対する負担金であります。事業費といたしましては、平成28から平成32年までかけまして、5億9,000万円ほどをかけて整備をしていくという予定であります。この配分につきましては、国が55%、それから県が34%、市が11%をそれぞれ負担をして実施をしていく予定でございまして、

それから、次の丸になりますが、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業でございまして、2,078万3,000円でございますが、これは、国営造成施設管理体制整備促進事業負担金といたしまして165万8,000円でございます。これは、国営二期の工事が一応平成26年で完工をしているわけでございますけれども、その後の維持管理等に係る部分につきましては、平成29年度までの継続事業として対応をしていくものでございまして、それから、その次の県営農業農村整備事業負担金といたしまして1,912万5,000円でございますが、これにつきましては、アルプスのグリーン道路にかかわるところの舗装改良事業の本市の負担金でございます。平成28年度は岩垂大橋の北から今井方向に向かいまして、今年度の続きでございまして、約450メートルの舗装工事を行うものでございまして、それから、あわせまして県営農村地域防災減災事業本村堰の負担金でございまして、これも洗馬小曾部地域におきます小曾部川からの取水をされております本村堰の整備にかかわるものでございまして、河川応急の工事と土砂災害の防止、また用排水路等の工事の負担金といたしまして、本市が25%を負担するものでございまして、

それから、続きまして次の丸になりますが、農村公園管理諸経費341万5,000円でございますが、これは、市内の農村公園6カ所の維持管理を行うものでございまして、安全柵等の補修、またシルバー人材センター等への日常管理の依頼をしながら整備をしていくものでございまして、

それから、その次の8目の土地改良施設維持管理適正化事業でございまして、特に土地改良施設維持管理適正化事業768万3,000円につきましては、国が30%、それから県が30%という、合計しますと60%になりますが、比較的有意な助成制度を行うために5年間の積み立てを行ってまいりまして、この積み立てを行うことによりまして、農業用の施設の整備費につきまして助成が送れるものございまして、本市といたしましては、塩尻送水機場のポンプ更新の実施設計を予定をしております。私のほうからは以上でございまして、

**○森林課長** 続きまして、それでは1枚おめくりいただきまして、217ページ、218ページをお開きください。6款農林水産業費2項林業費1目林業総務費、2つ目の白丸でございまして、林業被害防止対策事業諸経費863万4,000円でございます。こちらにつきましては、松くい虫、カモシカ等有害鳥獣から森林を守るとともに、緩衝帯整備として森林整備、また有害鳥獣被害を防止をするものでございまして、4つ目の黒ボツでございます。森林づくり推進支援金事業委託料726万2,000円でございます。こちらにつきましては、松の枯損木の処理の委託、それとあわせまして鳥獣被害防止のための緩衝帯整備として、本年度は洗馬、岩垂、宗賀洗馬ということで、6.3ヘクタールを予定しているものでございまして、

その下の白丸、林業総務事務諸経費85万1,000円でございますが、こちらにつきましては、各種関係機関への負担金及び補助金等の事務諸経費でございます。以上でございまして、

**○産業振興事業部課長** その下の木質バイオマス地域循環システム形成事業でございまして、これにつきましては、27年度までは商工費で信州しおじり木質バイオマス関連事業として事務事業を計上しておりましたが、28年度より林業費の中で事業計上させていただくこととなります。昨年の信州しおじり木質バイオマス関連事業につきましては、維持管理経費等については、それぞれ担当課のほうで予算計上することといたしまして、2

8年度からは、木質バイオマスに関連する木質バイオマスにかかわる事業として事業を進めてまいります。まず、この事業につきましては、形成事業の185万6,000円でございますけれども、その中身として、印刷製本費につきましては、Fパワープロジェクトの事業の啓発事業にかかわるもの、それから木質ペレットの周知にかかわるものについてパンフレットを印刷して行うものです。なお、この事業の27年度で、地方創生交付金で行いました実証事業の関係につきましては、27年度の3月補正のところで1,684万3,000円計上してございますので、その関係につきましては、補正予算のところで御説明させていただきたいと思っております。以上です。

○**森林課長** 続きまして、その下の2目治山林道費、1つ目の治山林道事業4,728万2,000円でございます。こちらにつきましては、予算説明資料の30ページもあわせてごらんいただきたいと思います。1つ目の白丸、こちらの治山林道事業につきましては、地元要望に基づく林道、作業道の維持補修及び治山工事を行い、地域林業の生産活動の維持と林業の振興を図るためのものでございます。一番下の黒ポツ、設計委託料480万円でございますが、こちらにつきましては、現在26年度から事業を進めております片丘南部線の設計委託、来年度1,200メートルを予定しているものでございます。続きまして、1枚めくっていただきまして、上から4つ目の市単治山工事690万円でございます。こちらは、林道等の補修や市単の治山工事を行うためのものがございます。その下の林道改良工事3,000万円でございますが、こちら、先ほど御説明させていただきました片丘南部線の改良工事1,200メートルを予定しているものでございます。

続きまして、3目造林費、1つ目の白丸、森林再生林業振興事業でございますが、こちらにつきましては、森林の機能に応じた各種森林造成事業を行い、水源涵養、自然環境の保全、森林環境の維持推進を図るためのものがございます。上から7つ目の黒ポツでございます。市有林施業委託料1,095万円、こちらでございますが、本年度、片丘の四沢周辺6ヘクタールを市有林整備として予定をしているものでございます。1つ飛ばしまして、森林整備等委託料227万9,000円。こちらでございますが、現在檜川地籍にあります保安林地において、保安林解除を行わずに製材工場が建っているという状況がございます。そちらの保安林解除を行うというコンサルへの委託でございます。こちらにつきましては、地元奈良井区からの要望等もあり、またそれにかかわる費用ということで、奈良井区より同額の負担をいただく中で、市のほうで委託をし、保安林解除に向けて行っていくものでございます。その下の森林情報整備システム構築業務委託料136万円でございますが、こちらにつきましては、現在行っております内閣府の地方創生先行型交付金事業によりまして行っております森林GISの構築の中で、県の単木データというものがございまして、その単木データを活用しているわけでございますが、一部、まだ県の単木データにおいて、データ解析が済んでいない部分がございます。そちらの部分が今年度、また一部できるということがございまして、そちらを今ある森林GISへ搭載するための委託料でございます。1つ、また飛ばさせていただきます。森林情報活用事業委託料932万8,000円でございますが、こちらも本年度作成いたしました森林情報システムを活用した新たな事業展開として、林業事業者との相互連携による森林情報の共有化の構築や、森林での測量データ、例えばGPSとコンパス測定のシステムを含めた検証と迅速な経営計画の作成と活用について検証していただくための委託でございます。また、1つ飛ばさせていただきます。森林整備地域活動支援事業交付金391万2,000円、こちらでございますが、森林組合等が森林計画の作成促進に対する支援ということで行っているものでございます。続きまして、次の森林整備補助金3,044万9,000円。こちらにつきましては、民有林の森林整備促進のための森林造成事業補助金といたしまして、来年度、

事業体から予定されております165ヘクタール分の補助金でございます。続きまして、次の山のお宝ステーション事業負担金330万円。こちらにつきましては、平成26年9月からスタートしております山のお宝ステーション事業の継続ということで計上させていただいているものでございます。続きまして、次の黒ポツ、ウッドスタート事業負担金200万円でございます。こちら、平成27年度、昨年4月よりスタートをさせていただいたものでございます。平成25年にウッドスタート宣言をいたしまして、木育事業の一環として新生児に対する誕生祝い金、木製玩具を4カ月健診のときに進呈をさせていただいているものでございます。現在、直近での状況でございますが、出生者440名に対しまして316人の方に玩具の贈呈をさせていただいております。その下の間伐材ストックヤードの負担金132万8,000円、こちらでございますが、昨年までは賃借料として市のほうで盛っておりましたが、今年度から負担金という形をとらせていただいております。林業事業体からの要望でありました間伐材のストックヤードを確保することによりまして、檜川、宗賀、洗馬などの市内西側エリアの搬出間伐の集材基地、また市内製造業者への運搬コスト削減をした供給を行いまして、一層の森林整備を図るとともに、また第2の山のお宝ステーションとしても活用を今図っている状況でございます。私のほうからは以上でございます。御審議のほう、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問はありますか。

○中村努委員 予算説明資料のほうの28ページの青年就農給付金、説明では、11人の7年って説明だったんですが、ここ、10.5人の5年と書いてありますが、どちらが正しいんでしょう。

○農林業再生担当部長 担当の係長から説明申し上げます。

○農業振興係長 農業振興係長の赤岩と申します。青年就農給付金につきましては、来年度予算10.5人で予算計上させていただいております。現在、今年度受給対象者10名でございます。ただし来年度は1人、28年度から参画するわけでございますけども、そのうち1人、10名のうち1人につきましては、半期までの受給となりますので、10.5人という表現をさせていただいております。以上です。

○中村努委員 最長5年と最長7年という説明の違いは。

○農業振興係長 青年就農給付金制度につきましては、国の制度でございますが、準備型2年、経営開始型5年といったものがございます。最長、両方使うということになれば、最長7年でございます。経営開始型は5年ですので、経営開始型だけ始める方は、最長5年といったものでございます。以上です。

○中村努委員 ちょっと、説明で7年って言った意味がわからないんですが。

○農業振興係長 準備型と経営開始型を両方を使われる方は、最長7年まで使えるといったものでございます。ただ、その準備型につきましては、県の里親制度等を利用した研修が必要となつてまいりますので、それを受けられない方は準備型の対象にならないと。ただし、新規就農、新たに独立就農をされて青年就農給付金を受けた方は、準備型の2年は受けられませんが、5年間は対象となりますので、それを足すと、青年就農給付金、最長は7年という形になっております。内訳は2年と5年という解釈でございます。以上です。

○中村努委員 じゃあ、確認ですが、この10.5人の中に準備型と両方の方がいらっしゃるということではないですね。

○農業振興係長 説明不足で大変失礼いたしました。経営開始型5年間につきましては、窓口が市町村となっております。また準備型につきましては、窓口が県となっておりますので、こちら10.5人につきましては、全

て経営開始型の方でございます。

○中村努委員 というと、この説明資料のとおり5年で、先ほどの説明の7年というのは違うわけですね。

○農林業再生担当部長 済みません。青年就農給付金につきましては、国の制度で7年間支給されるんですが、本市の場合は、このところですね、経営開始型の5年間が、市が対応いたします。準備型の2年間については、例えば農業大学校ですとか、そういったところに支給されるものですから、市の場合は5年間ということがございます。ですから、市では5年間を対応するというところがございますので、こちらのほうでは5年間というふう

に計算をさせていただいておりますが、全体的には7年間という御理解で。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 206ページの下なんですけど、毎年、岩垂原から古見原のところ、ものすごい風吹くと、春先、もうもうと春の風物詩だなんて言っていますけども、もういろいろと批判も出ておまして、これは何とかしなきゃいけないと私も少し当事者で苦悩しているわけですけども。何か考えていかないと、あのままだと大変な迷惑をかけるし、この間のちょっと新聞では、消毒をやったりした残留農薬の土まで含めて飛んでいけば健康上問題じゃないかみたいな新聞への投書もあつたりしているということの中で、真剣にあれ、考えなきゃいけないと思いますが、どんな対策を検討しているか、お聞きします。

○農林業再生担当部長 まず、説明でございますけども、市での対策として現在行っておりますのが、206ページの一番下の段から4つ目のポツの松本南西部地域農地風食防止対策協議会の負担金ということで、これは200万円でございますけども、これは県の元気づくり支援金をこの協議会が受けて、また各関係市町村、塩尻、松本、それから山形、朝日で、関係市町村で県の元気づくり支援金を200万円余を受けて実施をしている事業でこへ負担をさせていただいているのが1つであります。

あともう1点、そのところの中で、農地地力向上対策事業補助金という形になってございますが、これは緑肥種子、いわゆるえん麦、ライ麦等をまく種に対して支援をしていると。これが私どもの今のところの対策なんですけど、それで風食防止という形をですね、もう1度申し上げますと、実は信州大学の鈴木教授にメカニズムを検討していただいております。これは、言うまでもなく、私どものところは比重の軽い火山灰土で、なおかつ冬期間に土が凍ることによりまして残粒が小さくなります、乾いて。それが舞い上がるんですが、ただ舞い上がるのではなくて、滑走路のように少し転がってから舞い上がっていく。そういうメカニズムだということがわかって、現実的にメカニズムはわかったんですが、じゃあ具体的対策としてどうだということでありまして、県のほうといたしましても、一緒に研究してくる中で、網マルチというようなマルチの穴の開いたようなマルチなんですけれども、それをかけていくですとか、また耕うん、ロータリー作業を早くしていただいたら、そこに対して助成をするですとか、そういったことを今まで取り組んできております。

私どもの塩尻といたしましても、薬剤を散布して土を固化していくというような、そういったことも取り組んではきているんですが、なかなか具体的ないい方向が今のところ見いだせていません。しかしながら、今のところ一番いいのは、やはり麦をまくことだということで、お願いをしても、去年の8月から種子の配付をさせていただいているんですが、本市の場合は資料にございますとおり145ヘクタールで風塵が起きますこの現象が、桔梗ヶ原から始まりまして松本、山形のほうまで行きますと、全体で2,860ヘクタールでございます。このうち本市にかかわるところでは1,700ヘクタールが塩尻のところでございます。3分の2くらいが本市から舞



い上がっているというような形でございますけども、それで麦の栽培等が一番効果的だということでありまして、種を配っているんですが、140ヘクタールほどをカバーさせていただいていますが、現実になかなか140ヘクタールの麦畑が見えてこないのが現実でありまして、調べてまいりましたら、生産者の皆さんが3月からもう移植を始めるには、麦をです、ね、昨年冬になる前にかき回していないと、もう栽培ができないという形の中で、冬越しをしていただいているというのがわかってまいりました。

そんな意味で、今後の対策といたしましては、その地区別に協議会を設置いたしまして、例えば人・農地プラン、この3月からスタートいたしますけれども、人・農地プランの地域別懇談会席上にも、そういったものを組上に上げて、地域ぐるみで麦の栽培を冬越しでやろうよというようなことを取り組んでいただけるような対策を進めていくのが一番効果的かなというように思っております。ちょっと長くて済みません。

○古畑秀夫委員 私も多分そのことが一番いいと思うんですが、3月はなるべく風の吹かないようなところへ植えつけ始めているんですね。平にも一部やっているけど。確かに4月に入って終わりになってくると、あちこちでマルチ引くようになると舞い上がらなくなってくるんで、その麦を例えば1町歩その家で持っているとしたら、全部一度にマルチ引くわけじゃないもんで。例えばの話、そのうちの3分の1は、もう責任を持って麦をまいて、ここは5月になって植えつけするところだからみたいな形で決めてもらって、麦はある程度、麦、足りないわね。そうなりゃ足りなくなっちゃうけど、大がかりにまいてもらって、むらっていか、こういう筋でちょんちょんあけてまくようにしていかないと効果もないと思うんで。その辺、地区協議会というところで議論していくということですが、ぜひその辺、効果が上がるようにやっていかないと、これ、絶対社会問題になって批判を受けることになっちゃうもんで。これ、いつまでも放っておいて春の風物詩、また舞い上がったねって遠くで見ているような状態じゃないし。そこへ行って当たると車とめて端へ寄ってなけりゃ、もう車、運転できないっていうのが、あのアルプス道路のところなんか、そうなっちゃうっている状況なもんですから、交通事故対策もありますので、ぜひ真剣に、それでなおかつ農民が、これならやってみるかというふうな、具体的なこの対策をぜひ検討して農家に働きかけていただきたいというふうに、私もちょっと関係者だもんで言いづらいんですけど、考えていかなきゃいけないことは事実だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 要望でよろしいですね。

○古畑秀夫委員 要望でいいです。

○議長 今は、風食防止対策の関係については、懇切丁寧にお受けしました。今、冒頭で古畑委員が言った残留農薬を含んだ砂が舞い上がっているという話が出ているという点がありましたけれども、この点についてはいかがなんでしょうか。

○農林業再生担当部長 済みません。残留農薬が果たしてその土壤に含まれているかという調査は、今のところしていないんですが、ただ冬期、昨年の例えば11月に農薬散布してですね、それが翌年の3月まで残留農薬として残っているというのはちょっと考えづらいかなというふうに思っておりますけど。

○議長 今の気持ちはわかるんですけども、舞い上がる砂っていうのは農家にとっては要らない砂で、飛んでいったほうが助かるという、そんなような話が出ているぐらいな時期があったんですが、やっぱりこの残留農薬って、そういううわさが一部出ているっていう話もあれば、やはり実際にあるかどうか科学的に調べて、ある程度そういう対応できるような体制をとるということも必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○**農林業再生担当部長** 土壌中に、例えばわらですとか、また先ほどの緑肥なんかを行った場合は、土壌中に微生物が繁殖をしていくというメカニズムになっています。その微生物が病害虫の繁殖を防いでいくという、そのためにも、緑肥種子なんかのあれをしているんですけども、それによって農薬等についても分解をされていくということが確認できるかと思えます。ただ、議長さんの言うとおりの、残留農薬が果たしてあるのかどうか、当然、土壌消毒なんかも秋口に行いますので、そんなことを含めましてですね、松本南西部の風食防止対策協議会のほうにも、その点申し上げさせていただきながら、残留農薬についても土壌分析をしようというような形で伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**委員長** ほかによろしいですか。

○**中村努委員** 206ページの有害鳥獣の関係ですが、熊の放獣手数料、載っていますけど、今年度の熊の出没状況がわかりましたら教えてください。

○**森林課長** 今年度ということで、27年度ということによろしいでしょうか。27年度のツキノワグマにつきましては、目撃情報80件寄せられております。こちら、1月31日現在ということをお願いいたします。捕殺頭数につきましては17頭、事故死が2頭、放獣が3頭ということで、22頭が熊の発生状況ということになっております。以上です。

○**委員長** ほかに。

○**古畑秀夫委員** 220ページですが、下のほうの山のお宝ステーション事業の関係ですが、私たちの地元の林野組合も市長の要望に、市長のという言い方はちょっと失礼ですが、こういう事業に共鳴して、木を持って、45センチに切って持って行ったようですけど、どうも素人が切るとチェーンソーで曲がっちゃって、48センチとか50センチになったら半分ばかり持ち返されちゃったというような話を聞いておまして、そうなる、なかなかまたやるかみたいな雰囲気腰折れみたいになっちゃっているものですから、その辺どうしても45センチじゃなきゃいけないものか。そこへ行って5センチばかり長くても、どうしてもいけないような状況なのかどうか。その辺もっと柔軟に対応していただかないと、やくやくせっかくできた宗賀の国道のところへ持って行ったようですけど、かなり返されて、やり直しさせられたみたいなことを聞いていますので、その辺少しもっと柔軟な対応できないのか、お聞きしたいと思えます。

○**森林課長** 確かに小曾部林野の方、一度お持ちいただきました。大変御協力いただいたことにつきましては感謝申し上げますところですが、大分45センチに対しまして、長かったり差があったことは事実でございます。販売の関係につきまして、45センチマイナス2センチという形での受け入れを行っているのが現状でございます。販売について、今出しておりますDLDという会社の受け入れがそういった規格になっているということで、これから民間のほうへの販売に対しまして、こちら、そういったものを受けられるかどうかという形は今後検討しなければいけないと思えますが、今、1月29日、30日の雨氷被害というような話もある中で、安全が確保された材木であれば、今度そんなに苦労しなくて、1メートル80以上で今検討をしているチップ材として、安くでございますが、そういった形で受け入れたらどうかということで今検討しているって、今回、市長のほうでも本会議の折、話ございました。被害材の有効利用ということも今、行おうとして、最終の中で、また補正をさせていただく部分で説明をさせていただこうと思っておりますが、そういった結構粗っぽい材も受け入れて有効に利用していこうとも思っておりますので、基本、安くはなりますが、お願いできればと思っておりますし、

決して小曾部林野の方、最初は余りいいものじゃなかったんですけど、それ以降は腕を磨かれて出されておりますので、そんなに言わなくても私はいいんじゃないかなと思っております。

○古畑秀夫委員 それからもう1つ、今、課長のほうから、例の雨氷被害で倒木、それからひび割れからいろんな材がこれから出るということで、私もやっと少し道があいたもんですから見に行ってきましたが、大変な被害でありまして、大きな木が根本から倒れると同時に、土砂が、急な山でしたので、土砂も道まで出てきておりまして、大変な被害が出ておりまして、今一生懸命やっていただいて、道路の開通、それから倒木の片づけなんかやっていただいておりますが、いずれにしても、あれをまた道端のほうに出して、端に寄せてありますので、今言われるように、それを今度持ち込んでいくことになると思いますが、その辺の集荷場所っていうのは宗賀のあそこっていう理解でよろしいわけでしょうかね。

○森林課長 今現在計画している部分につきましては、宗賀のステーションということを考えております。

○委員長 ほかにございますか。

○中村努委員 じゃあ、関連して、雨氷被害の関係ですけど、この全体像っていうものは、本会議のやりとりでも、実際山に入ってみないとわからないというような話がありましたけど、例えば航空写真だとか、農地の場合はGPSを使ったああいうシステムがあるんですけど、そういった全体像を把握するようなことは今後考えているかどうか、お願いします。

○森林課長 雨氷被害につきましては、県のほうで2回ヘリコプターを飛ばさせていただいて、それに同乗をさせていただいております。1回目につきましては、全体像ということで見たんですけど、上から見た段階においては余りよくわからない状況もございました。それで、2回目、飛んだ段階において、今度写真撮影においてGPS機能付きのカメラで被害地の場所を確認しながら、県のほうで撮っていただいた分、ございます。ただ、それも正直言いまして、写真ですので、しっかり被害ということまで見つけられない部分も確かにございます。そんな中で、森林組合、木曾森林組合、松本広域森林組合におきまして、ある程度実際歩かれて、被害があったという話も聞いたり、また地元の林野組合さんからも、こういった被害があるということの通報等をいただく中で、こちらのほうで確認しながら被害状況を探っているところでございます。

どちらにいたしましても、まだ林道が、現在1,500万円の専決補正をいただく中で進めている状況でございますが、今の状況を若干申し上げさせていただきますが、当初20路線を計画して、1,500万円を上げてやっております。現在12路線、手をつけ始めまして、約3路線が全通しているというような状況の中でございます。まだこれから、その道を使いまして被害が見つかる場合もございます。全体像というのがいつになるか、ちょっとはつきり申し上げられませんが、できるだけ県のほうも早く全体像を把握したいという状況でございますし、今の現在の被害状況は、114ヘクタールということで県のほうの発表となっております。それ以降、30ヘクタール近く木曾の檜川のほうでも出てきたということもございます。そちらについては、追加で現在、県のほうにお話をしているところでございます。そんな状況ですが、よろしく申し上げます。

○中村努委員 予想しなかったような、災害とも言えるようなことが起きたということと、これからの塩尻市の林業を計画的にやっていく上で、こういった機会と言っては何ですけれども、林道整備、これを将来的にどのような計画になっているか、よくわかりませんが、なるべく前倒しをして早期にできるようにしていったらどうかというふうに思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○**森林課長** 委員さんおっしゃるとおりだと思っております。森林の再生には、それを出すための道というものの、路網整備というのが一番大事な部分であり、それをどういう整備していくかということが今後の課題かなと思っております。そんな中で、現在、経営計画を立てながら、路網整備もしながらやっているのが状況でございますが、その路網整備も、一度つくったら、また将来的にも使えるような路網整備ということで、森林課のほうでも取り組んだ形で、全体像が見えるような形で取り組んでまいりたいということで、現在内閣府の事業を取り入れる中での森林GISというものを使いながら、さらに将来の計画的な整備が進められればなと思っております。

○**委員長** ほかによろしいでしょうか。

ないようでしたら、10分休憩をして、次の商工費に移りたいと思います。じゃあ、10分間休憩にします。

午後 2時11分 休憩

---

午後 2時20分 再開

○**委員長** よろしいですかね。それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、7款商工費についての説明を求めます。

○**産業政策課長** それでは、予算書の221、222ページをお願いいたします。あわせまして、予算案説明資料の27ページをごらんください。7款商工費1項商工費1目商工総務費でございます。上から2つ目の白丸、商工総務事務諸経費であります。一番下の黒ポツ、地場産センター負担金494万円ですが、地場産センターから塩尻市へ派遣されています職員の人件費1名分を負担するものでございます。

2目商工振興費の一番上の白丸、地域産業振興推進事業ですが、その下の黒ポツ、塩尻インキュベーションプラザ指定管理料847万5,000円でございますが、平成22年度から市振興公社に施設の指定管理を委託しているものございまして、市派遣職員1名分の人件費、また清掃設備保守点検料、水道光熱費などの施設維持管理費などの経費でございます。なお、SIPの所長及びスタッフの人件費、またセミナー等の開催に伴います講師謝礼1,701万円余につきましては、平成27年度国の補正予算、地方創生加速交付金事業といたしまして補正予算のほうへ上程させていただいておりますので、後ほどまた御審議をいただきたいと思っております。その下の黒ポツ、塩尻市振興公社運営補助金2,000万円でございますが、公社事業の運営を担当いたします市派遣職員2名分の人件費、また振興公社理事長の人件費となっております。一番下の黒ポツ、特定創業支援事業負担金50万円でございますが、平成26年1月に施行されました産業競争力強化法によりまして、創業期、成長期、成熟期、停滞期といった事業の発達、発展段階にあわせまして支援をするということで、産業競争力を強化する目的としております。平成27年2月に市域の創業支援事業計画が国に採択されまして、市では商工会議所や振興公社、またNPO法人のコノチカラと連携いたしまして、創業希望者を対象といたしまして、経営、財務、人材育成、販路開拓などのセミナーを継続して行うこととしております。私のほうは以上でございます。

○**ブランド観光商工課長** 同じく2目商工振興費でございます。一番上の丸、地域産業振興推進事業でございますけれども、そのうちの黒ポツの3つ目でございます。商工業振興対策事業補助金3,755万7,000円でございますけれども、工業団地等に進出をしました企業等に対しまして工場等設置事業に該当する企業への補助を5件、それからもう1つ、中小企業団体が管理している街路灯のLED化への切りかえにかかわる改修費等

にかかわる経費に対して補助をするものでございます。なお、工場等設置事業につきましては5件、3,700万円を予定し、LED化のほうでございまして、1件、56万円余りを予定をしているところでございます。続いて、その下の推進プロジェクト負担金90万円でございますけれども、中小企業を対象とした機械保全や検査あるいは組み立てセミナー、新入社員研修、または小学生を対象としたこども科学探検団の開催が主な内容でございます、商工会議所が実施している事業でございます。続いて、1つ飛びまして、商工業振興対策事業負担金1,355万2,000円でございます。商工業振興対策補助金の一部を商工会議所及び塩尻市振興公社のほうで実行するための負担金として支出をするものでございます。商工会議所のほうでは、1つとして受発注支援事業、それから商店街の活性化事業、人材育成活用事業、新規としましてオフィスの立地促進事業等々で998万円を、振興公社のほうでは、創造的な技術開発事業、創業支援事業などで357万円余をそれぞれ負担、支出をするものでございます。

続きまして、白丸、中小企業融資あっせん事業でございます。1つ目の黒ポツであります、保証料補給金3,000万円でございます。中小企業が融資を受けるに当たりまして、信用保証協会が保証する場合の信用保証料について、塩尻市の制度分につきましては市が5分の4を負担、それから県の制度資金につきましては、融資メニューに応じまして市が40%から50%相当額を負担をし、事業者の負担軽減を図るという内容のものでございます。その次、下の融資あっせん資金預託金12億6,700万円でございます。市の融資制度として、中小企業への融資額の一部を市が金融機関のほうに預託をしまして、有利な融資条件を実現をしていくための預託金ということでございます。平成24年度から預託金の4.7倍の融資が可能となっております、運用としましては、毎月金融機関から融資の実績額の報告を受けまして融資の可能額の調整をしているところでございます。平成28年の2月末現在で184件、11億6,000万円余となっているところでございます。中身的には、経営安定化資金、それから創業支援資金、運転資金の利用がふえている状況でございます。

それから、次の白丸でございますが、工業団地維持管理事業335万5,000円でございます。市内工業団地の環境整備あるいは維持管理を行って、適切な運営管理を図るための経費でございます。

おめくりをいただいて、223ページ、224ページでございます。1つ目の白丸、商工団体活動支援事業でございます。1つ目の黒ポツでございますけれども、商工会議所事業補助金1,042万4,000円でございます。商工会議所の活動事業、あるいは中小企業相談所の経営指導等にかかわる補助金でございます。一般事業分として455万円余、中小企業の相談所分として510万円余、事務所の管理分として75万円余を補助金として支出をする予定でございます。

続きまして、企業立地推進事業でございます。一番下の用地取得費でございます。1,220万4,000円でございますけれども、塩尻市土地開発公社が負担する産業団地、今泉南テクノヒルズ内の事業用定期借地権の設定価格7区画分の用地費を事業用定期借地期間に応じて支払うものでございます。

続いて、その下の白丸でございます。商工業活性化事業でございます。これにつきましては、それぞれ玄蕃まつり開催負担金、広丘夏まつり開催負担金、ハロウィーン開催負担金として、おのおの実行委員会へ負担をするものでございます。それから一番下でございますが、企画提案事業負担金300万円でございます。これにつきましては、商工業団体がみずから企画する活性化事業に対しまして支援をするということによって商工団体の自主活動の促進と商店街の活性化を図るということを目的に負担金を支払うものでありまして、商工会議所が実施する事

業でございます。

続きまして、3目木曾漆器振興費でございます。一番上の白丸、木曾漆器振興事業でございます。上から5つ目の黒ポツでありますけれども、木曾高等漆芸学院業務委託料135万円であります。これは、昨年まで指定管理ということでありましたけれども、この9月の定例会におきまして木曾高等漆芸学院の学院条例の一部を改正をしまして、指定管理者による管理から市による管理というふうにしたことによりまして業務を委託するということでございます。現在、28年2月29日現在で漆器科に18名、デザイン科に17人、合計35人の学生が通っているところでございます。1つおいて漆器祭・宿場祭開催負担金であります。これは、毎年6月に開催される木曾漆器祭・奈良井宿場祭への開催負担金でございます。本年度は、6月3日から5日までの3日間が開催の予定でございます。それから、2つ飛びまして、木曾漆器普及拡大事業負担金400万円でございます。木曾漆器振興のためということで、市内業者が市内漆器店から木曾漆器を購入した際に、その費用の一部を補助するというので、平成25年度から商工会議所が実施をしている事業でございます。補助率は2分の1、50万円を限度としているということでございます。本年度2月末現在で27件、325万2,000円が事業がされたところであります。続きまして、その下、木曾漆器振興対策事業負担金774万円でございます。これは、木曾漆器産業の振興を図り、長引く不況と生活環境の変化など従来に増して厳しい状況が続いているということから、木曾漆器産地の維持と継承に向けて産地事業の中核である木曾漆器工業協同組合等の事業を支援するものでございます。これにつきましても、木曾商工会議所が実行することとなっております。漆器組合に対する補助金は549万円でございます。組合の事業活動を除く管理費及び公益的事業が補助対象になっているところであります。そのほかに、産地活性化事業補助金として45万円。これは、生産者組合でありますとか伝統工芸士会、木とうるしの会など3団体に補助をする内容でございます。それから、本年度、その中で新たに木曾漆器受発注支援事業補助金というお金を120万円を計上してございます。多方面でのメディアの取り上げ、あるいは小売店などの買い手先、それから消費者の認知度を向上させるためということで、国の補助金を活用しながら、ギフトショーなどの大規模展示会への出店費用の一部について補助をするものでございます。その下の黒ポツ、伝統工芸木曾漆器後継者育成事業負担金144万円でございます。これは、木曾漆器の製造技術の保存、伝承及び後継者育成を図るために、その技術を習得しようとする者に対して月額2万円、24カ月を限度として奨励金を支給するというものでございます。それから、その下の産地活性化プロジェクト負担金100万円でございます。これは、新規の事業となります。御承知かと思いますが、長野県知事と木曾漆器青年部とのティーミーティングを契機に構築した県と連携して行う事業でございます。具体的な中身につきましては現在詰めておるところでありますけれども、木曾平沢地区の空き工房を活用して、漆芸家、あるいはものづくり、デザイナー等々を招聘してアーティスト・イン・レジデンスという事業展開をする内容のものでございます。空き工房の改修費用で、50万円を限度に2分の1補助するという内容のものでございます。なお、ソフト、人の派遣等々につきましては、長野県がそれを支援していただけるということになっている事業であります。木曾漆器振興事業の財源としましては、本定例会に議案として上程しております塩尻市過疎地域自立促進計画によりまして、過疎債を1,110万円を充当させていただくというものでございます。

○産業政策課長 木曾漆器振興事業の中ですね、真ん中から少し下です。地場産センター運営補助金3,360万円でございますけれども、地場産センターの運営を補助するものでございまして、公的な事業、また高度化資

金の返済金などを対象としております。全体の事業としましては3億5,000万円ほどございます。その一番下ですね、黒ポツ、地場産センター運営貸付金で3,000万円でございますが、地場産センターへの運転資金を目的といたしました短期の貸付金でございますが、資金調達計画等を提出させる中で段階的な貸し付けを行うものでございまして、年度内に全て返済をされているということでございます。それより1,000万円ほどふえているところでございますけれども、この3月で名古屋城の本丸御殿の修復事業の第2期工事が終了いたします。また4月からですね、新たに第3期工事がスタートするというところでございまして、28年度につきましては、特にこの名古屋城本丸御殿の関連事業ですね、材料の購入費など、調達費用等が予想されるということでございまして、そんなことで3,000万円とさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。以上でございます。

**〇ブランド観光商工課長** 続きまして、225、226ページでございます。4目地域ブランド推進事業費について引き続き御説明をさせていただきます。予算説明資料の32ページもごらんいただければというふうに思います。2つ目の白丸でございます。地域産品ブランド化事業ということで、6つ目の黒ポツであります。東京アンテナショップ賃借料ということで384万円。これは、アンテナショップの賃料の1年分ということでございます。その下のワインブランド推進事業負担金307万5,000円でございます。これは、5月21、22日に行われるワイナリーフェスタ、それから9月の30日から10月2日に予定しております中信4市日本アルプスフェスト、それと来年の2月の中旬に予定しておりますワインと語る夕べ、それぞれの実行委員会に対し負担をするものでございます。ちなみにワイナリーフェスタが150万円、日本アルプスフェストが150万円、ワインと語る夕べに7万5,000円ということでございます。その下の地域ブランド推進活動負担金275万1,000円でございます。協議会に対しまして負担をするものでございますが、県外での特産品のフェア、あるいは地域産品のプロモーションということで、本年度はBYOの推進事業、それから木曾漆器のPR事業、山賊焼などの産品PR事業などを予定をしているところでございます。このほか、ワイン関係の事業につきましては、長野県と塩尻市を含む10団体で恋する長野ワイン振興事業という事業を展開することになっております。地方創生加速化交付金広域連携事業ということで交付申請をしております、平成27年度の補正予算に計上しております。詳細につきましては、補正予算のほうで説明をさせていただきます。一番下の黒ポツであります。シャトルバス運行補助金ということであります。これは、27年度は企画課のほうに予算化をしておりましたけれども、こちらのほうに移行をしております。アウエーサポーターの来訪が見込まれる3試合、新聞等々です。5月4日のセレッソ大阪戦、9月25日の清水エスパルス、それから11月20日の横浜FCということの3試合について、シャトルバスの運行補助をするという内容でございます。

続きまして、5目観光費について説明をさせていただきます。商工観光総務事務諸経費でございますが、これは観光に関する事務諸経費を計上しているところでございますが、新たなものがありますので説明をさせていただきます。下から2つ目でございますが、Wi-Fiアクセスポイント使用料107万円ということであります。これはインバウンドの対応をするということのために、民間、テレビ松本さんでございますが、が設置をしているアクセスポイントの使用料を計上したものでございます。15カ所を利用するというところで、107万円を計上をさせていただいたところであります。

おめくりいただいて、227ページ、228ページでございます。観光振興事業でございます。ここでは、一

番下になりますが、観光協会運営補助金5,498万5,000円ということであり、昨年27年度につきましては、観光振興事業委託料というような形で計上していただいておりますけれども、28年度につきましては、念願の法人化に伴ってイベント事業の一環、あるいは職員の派遣、それから観光センターの光熱費等々を増額をさせていただいて、運営補助金として予算計上をさせていただいたところであります。なお、法人化までの経過、あるいは組織の概要等につきましては、委員会終了後の協議会で報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、観光施設整備事業でございます。観光施設の維持管理に係る経費と施設の工事費を計上させていただいております。主なところでありますが、一番下の黒ポツ、塩尻駅前広場整備設計委託料200万円、それから、めくっていただいて230ページでありますけれども、下から7つ目ですか、観光施設整備工事2,298万3,000円、それから、下から3つ目、塩尻駅前用地取得費1,890万円ということで、駅前のJRから取得する用地のところ待合広場という名称で広場を整備をしていきたいということでございます。中身的には、駅前広場の整備に2,298万3,000円のうち2,100万円を予算化をしているところであります。なお、いろいろモニュメント等でお騒がせをしたわけでありまして、それらを含んだ工事費ということでございます。本日現在の応募状況だけを申し上げますけれども、実際に応募があったのが11点でございます。申込用紙の送付が5点、それから申込用紙のほうへのアクセスが110件、公募展そのものへのアクセスが700件ということで、ここに来て、あしたまでのことではありますけれども、20点に行くのではないかなというふうに思っております。なお、この事業につきましては、合併特例債を充当させていただくということでございます。

次の白丸、広域観光推進事業853万8,000円でございます。大きく変わったところは、上から3つ目ですけれども、信州まつもと空港利用促進負担金が345万円ということで、昨年よりも89万円増加をさせていただいております。これは、昨年からの福岡線の複便化等々が行われております。それらの安定化を目指すということから、今までのインバウンドのほうに協議会としては力を入れてきておたわけではありますけれども、出て行く方、要するにアウトバウンドにも評価をしないと、どうも安定的な利用にならないということから、その辺を強化をするものでございます。おめくりいただいて、232ページであります。新たな事業が2つ載っておりますけれども、信州シルクロード協議会負担金ということで、これは、御承知のように岡谷製糸場が世界遺産になったということから、県内でも岡谷市を中心にシルクに関する観光誘致をしようということでございます。自治体で現在15団体、事業所関係で14団体が加盟をしたところであります。それから、一番下でございますが、信州DC負担金ということで、これは、平成29年度が本番のdestinationキャンペーンになります。そのプレキャンペーンということで、本年7月の14、15日にかけて、全国からのエージェントを招聘しての事業が展開をされます。それらに関する費用として、県のほうに負担金58万円を予算化をしているところであります。なお、塩尻地域につきましては、ワインあるいは山賊というようなものについて、商品については松本の地方事務所管内で扱う。それから、宿場関係の観光につきましては木曾地方事務所管内で扱うということで、両方からのオファーが来ているということであります。以上、簡単ではありますが、観光費の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。



○副委員長 ボリュームがたくさんあるので、ちょっと総括的な質問というか、させていただきます。222ページの金額が多かった下から2番目の丸の中小企業融資あっせん資金預託金ですね。ちょっと説明が早かったので、このスキーム自身がちょっとよく理解できなかったもので、改めてもう一度お願いできますでしょうか。

○ブランド観光商工課長 済みません。市の融資制度としまして、中小企業への融資額の一部を市が金融機関に預託をしまして、中小企業者に対して有利な融資条件を実現するために預託をするということで、12億6,700万円を預託しまして、その4.7倍を融資の制限というか、枠にしまして、その範囲の中で企業の皆さんに融資をするというものでございます。

○副委員長 そういう意味では、中小企業がいろいろ事業とか、誘致っていいですか、来たいよっていうようなときの事業資金として考えるだけけれども、市がそれをある意味で、何ていいますかね、保証をしているっていうのは変ですけども、市も自信を持ってお勧めしますよ、みたいなことになるわけですね。そうすると、百八十数件というお話がありましたけれども、1件当たりのあっせん額というのは、大体どれくらいのあっせん額になるわけでしょうか。

○委員長 すぐ出なさそうかな。

○ブランド観光商工課長 後ほど資料を提出させていただきたいと思います。

○副委員長 そういう意味で、よく利用されているっていうことであれば、その利用額の幅もあるでしょうし、最高額とか、平均額とかっていうのがわかれば、それで結構でございます。

もう1点だけお願いします。

○委員長 どうぞ、続けて。

○副委員長 引き続き、2点目なんですけど、項目見ていましてですね、負担金と補助金というのが非常に多いんですね。多分これは、スタートし始めると継続的にやっていかなきゃいけない費用になるのかもしれないけれども、これらの項目の例えばどうなんですかね、継続の見直し、もしくは金額の見直しっていうのは、予算期には行われたわけでしょうかっていう、ちょっと総括的な質問ですが。

○産業振興事業部長 本会議のときにも、企画政策部長のほうからもお話があったかと思うんですが、今年度、第五次総を迎えましてですね、27年度から、かつてのようなPDCAサイクルを回すための運用がなかなかできていない。経営理念のもとに事業を回していこうというようなことで仕組みをつくり上げてまして、事業評価を行った中で、かつてはそれを実施計画でやっておったんですが、ローリングでやっておったんですが、本年度からは、いろいろ市民のアンケート調査等、あるいはそれぞれの団体の意見も聞きながら事業評価を行いまして、その中から予算に落とし込んできたというようなことで取り組んでさせていただいたと。

○副委員長 直接市が推進する事業であればよくわかるんですけど、関係団体といますか、そういうところへの補助金であったり負担金であったりっていうもの、これが非常に項目が多いっていうふうにならばちょっと私は感想を持ちまして、それらの精査っていうのが行われたのでしょうかという、ちょっと質問なんですけど。

○産業振興事業部長 負担金、補助金の関係で、かなり当事業部の関係は多いわけなんですけど、当然ながら、それらを見直しする中で今年度も取り組んで予算計上させていただいたところであります。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 そういう意味で、わかりやすく言うと、今までやってきたけれども、ここでもうやめたよというよ

うな事業といえますか、予算項目はあったわけでしょうか。

○**産業振興事業部長** 塩尻市予算の概要を配付させていただいているわけなんです、この中の33ページですか、庁内的には、こういった事業を経費削減しながら、当然ながら重点化してですね、今年度の事業の中に入れさせていただいたわけでありまして。産業振興の関係では、産業政策課という中で、あるいは農政課、ブランド観光商工課等々、こういった事業で削減をさせていただきました。

○**古畑秀夫委員** 226ページの上の方の東京のアンテナショップの関係ですが、もう何年かたつと思うんですが、何年経過して、この効果というのはどうなのか。県が例の東京や銀座へアンテナショップで、その負担金もある程度多分あると思うんですが、そういうことということで、少し状況も変わっている中で、この効果についてはどのように把握をしているか、お伺いします。

○**ブランド観光商工課長** 東京のアンテナショップにつきましては、おっしゃるように銀座NAGANOができたこともありまして、その活用方法についてどうかということでありまして。我々のほうでも、設置をしているオーナーとの確認としまして、まず、契約期間が29年の5月31日までということで、ちょっと中途半端でありますけれども、本年度がその継続するかしないかっていうところ、あるいは何ていうんですか、効果があるかどうかという検証をするということで、先般、打ち合わせをしたところであります。具体的なことにつきましては、数字を双方で今、確認をしているところでありますけれども、一応28年度の前半の数字を見て決めようということがございます。ですので、28年度の中では、これを継続する、あるいはやめてしまう、その辺の結論を出していきたいなというふうに思います。ですので、当然のように検証をしっかりとしていきたいなというふうに思っております。

○**古畑秀夫委員** これは塩尻市のアンテナショップだけで、県の部分での負担金というのは別にどこかに盛っているのか。金額はどのくらいかわかりますか。

○**ブランド観光商工課長** 県の銀座NAGANOのほうへの負担というものはありません。

○**委員長** ほかに。

○**中村努委員** ちょっと、2つ一遍に聞きたいと思いますが、予算説明資料の27ページ、商工業振興対策事業負担金のオフィス立地促進事業、これ、説明あったかと思いますが、補助率等を含めて、もう一度説明いただきたいのと、もう1つ、31ページの今度は商工業振興対策事業補助金、固定資産税相当額の補助ということで、先ほどの条例の不均一課税の条例がありましたけど、ちょっとその辺との関係を説明してください。

○**産業政策課長** まず、オフィス家賃助成金補助の関係でありますけれども、交付要綱ということで今、考えております。この要綱でございますけれども、定義といたしましてですね、塩尻市の市街化区域、それから指定区域といたしまして、北小野と楡川地区を想定しております。それに対しまして、事務所のですね、家賃補助ということでございまして、まず、済みません。前後して申しわけありません。交付対象の事業でございますが、事業者、製造業と情報通信業を想定しております。補助対象額でございますが、家賃の2分の1の額でございまして、1カ月当たり4万円を上限という中で、3年間36カ月を限度額として交付するというものでございます。

済みません。それから商工業振興対策事業の補助金との関係ですけども、これにつきましては、商工業振興対策事業補助金というメニューでございまして、これにつきましては、工場等のですね、設置にかかわる補助金ということでございます。先ほどの工場はですね、先ほどの不均一課税では該当となっておりますけれども、これ

につきましては工場ということで、市内の工業地域、準工業地域への進出をされた場合にですね、補助金ということでメニューが以前からあるものでございます。それで、3年間の固定資産税の補助金でございますね。それぞれいろんなメニューがございますけども、3年間の補助金がございますして、3年間で1億円というようなことで限度額を定めさせていただいております。これによりまして、工場の設置、あるいは工場用の用地の取得ということで区分されているものでございます。

○委員長 中村委員、わかりましたか。

○中村努委員 最初のほうの家賃補助ですが、北小野、檜川っていうと何となくイメージがつくんですけども、市街地の中で、製造業、情報関連ということで、これはかなり特定されるということによろしいわけですかね。

○産業政策課長 実はですね、S I Pの入居企業を想定させていただいております。S I Pの入居企業、今13社ほどいらっしゃいますけども、なかなか市内にですね、事務所を構えて出ただけという企業、1軒ほどございましたけども、それからもうないというような状況の中で、やはり通信設備が整っているような、そういったところでないとなかなか事務所は構えられないというようなこともございましてですね、そういったこととでございます。製造業とですね、情報通信業と申しますと、そのICTとですね、製造の分野がなかなかちょっと区分けがですね、実はICTでも製品をつくっている分野もございまして、一応こんな形で製造業と情報通信業ということで定めさせていただきましたけれども、実際はS I Pの入居企業、ICT企業、それからICTを活用した製造業といいますか、そういった企業を想定させていただいております。

○中村努委員 ということは、一般的に私のところは製造業で、借りましたっていうのは対象にはならないということですか。

○産業政策課長 これにつきましては、オフィスの補助でございますので、オフィスを構えていただければ該当になります。

○中村努委員 わかりましたが、製造業っていっても大分幅が広くて、市街地の中で民民の契約の中でこの制度が知られるということはなかなか難しいと思うので、その辺の周知の仕方も考えてほしいと思いますが、もう1個、固定資産税相当額の補助ですが、先ほどの条例で、工場は不均一課税の対象ではないということだったんですが、これを見ると、工場も含めて建物と償却資産の減免を行うということは、不均一課税にして下がった上に固定資産税減免みたいな形になるかと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○産業政策課長 不均一課税で3年間ございます。さらに、こちらのほうにつきましては工場用地でございますので、ちょっと御質問、あれですか。不均一課税は、事務所、研究所、研修所でございます。こちらのほうは、工場用地または工場という位置づけでございます。

○産業振興事業部長 ちょっと、2点質問ありましたんで、まず最初のほうのオフィスの立地促進事業の補助金、なぜこういった経過に至ったかっていうところを、ちょっと政策的全体の絡みがありますので私のほうからお話しさせていただきますと、現在ふるさとテレワークとって総務省事業でも入ってきておりますが、そもそも今回の五次総の中で、まち、ひと、しごと創生総合戦略を国に昨年3月に提出させていただきました。その中で、市の産業をどういったところで強化していくかっていったときに、当然ながら国の政策もなぞらえながら、当市の産業もICT産業を1つの強化とする中での生産年齢人口を高めていくということを書かさせていただいております。そういう中で、総務省のふるさとテレワークも取り入れてあったり、あるいは交付金事業でICTの事

業を取り入れたりして今、取り組んでおります。その動きが、ICTの関係はですね、振興公社で取り組んだ中でベンチャーハウスとか、地域おこし協力隊の応援も受けながら取り組んでいるような状況もあるんですが、そのICTを、1つの中では、北小野活性化も含めて、市内のばかりだけじゃなくて、そういったところへも誘致も図っていかうという今の流れの中でこういう施策を考えさせてもらう。

もう1つはですね、檜川地域に県と取り組んでおりますアーティスト・イン・レジデンスの事業をここで取り組んでいこうということで、先ほど担当の課長のほうからも説明もあったかと思いますが、檜川地域にもそういった芸術の皆さんを1つのオフィスとして開く道を支援していこうというような背景の中で、今回、先ほど産業政策課長のほうからあった仕組みの中で、空き店舗の補助制度を均等を図ったような中での補助事業を設定させていただいたのがまず1つであります。

後段の商工業振興対策事業補助金というのは、現在も企業立地の政策の中で1つの補助事業としてやっております。例えば今泉をやってきたときにそうなんですが、初年度は、いただいた固定資産税の10分の10は補助金としてお返ししますよ。2年目は、いただいた固定資産税の10分の8をお返ししますよ。3年目は10分の6をお返ししますよっていうことで、企業立地の先ほど村田委員さんからもあったんですが、制度資金とか、そういうものも絡めてですね、企業誘致に取り組んでおる状況であります。その中で、市が何でもかんでも出しちゃうってのもいいんですが、国の地域再生計画、地方創生法にのっとった再生計画法の改正で出て来たメニューで、計画を県に沿った中での市町村が条例化をすれば、地方交付税でそれを見るよっていうのが出てきたものですから、先ほどのお認めいただいた、御審議いただいた不均一課税の条例化を今回、上程をさせていただいたと、そういう背景でございます。よろしく申し上げます。

○中村努委員 そうすると、このオフィス立地促進事業というのは、かなり対象が絞られていて、それは要綱か何かではっきりしてくるという理解でいいのかということと、それから不均一課税については、今の先ほどからの説明で理解をしましたが、それとこの固定資産税相当額を3年間補助するということは何か関係があるように見えるんですけど、その辺がいまいまいちよくわからないんです。

○委員長 もう少し具体的に、いいですか。先、答弁。

○産業政策課長 不均一課税につきましては、先ほども御説明させていただきましたけれども、事務所、研究所、研修所に限ります。先ほどの商工業振興対策事業につきましては、工場でございます。したがって、全く違う中身でございます。それで、家賃補助につきましては、多少業種も限られるというところでございますけども、先ほどの製造業、それから情報通信業とあわせてですね、特に必要と認める事業ということでございまして、さらにもう1つ、そういったことで定めさせていただいてございますので、製造業、情報通信業プラス特に必要と認める事業というような形で対応していきたいと考えております。

○牧野直樹委員 今回のオフィス立地促進事業、さっき篠原部長さんの言うには、檜川に住む芸術家もいっていいことだよ、オフィスをつくる。だけど、製造業とITで市街化区域と北小野と檜川ってことになると、これははっきりさせておかないと勘違いするじ。せっかく若者が起業をして、市街化の中にオフィスを借りて、製造業じゃなくてもITでもなくても、何かをしようとしてオフィスを借りた人には家賃を出すとかさ、何か変じゃん、これだけじゃ。格好いいこと言っているけど、中身が全然伴ってないもので、これははっきりさせなきゃだめだわ。勘違いされちゃうよ。

例えば、俺がだよ、市会議員やめてだよ、起業、何かするとするわ。これからはF Pだでね。F パワーの関係で材木にかかわる何かをしようとするとするじゃん。じゃあ、うちのそばのところに空き家があったら、そこをオフィスにして、まきの販売ルートをつくったりだとか、そういうのをしていたら、家賃の半分を補助しているということ。だから、そういうものははっきりさせないと勘違いをされる。製造業とITに限ったもんじゃないもんね。芸術家もいっていいで。だから絵を描いたり、何する人でも入って家賃補助するってことでしょ。だよ。アーティストって、それじゃあ、俺も材木でやってアーティストって言えば、それで補助くれるかい。そこだわ、課長。その辺を内容をしっかり詰めないと、勘違いして、それか、何も決まらんで市街化区域の中にオフィスを構えた人と檜川と北小野、これはよく分かる。過疎だ。そこへ持って行って、事務所を開けばありがたいでね。そうする人には、誰でもいいで半分貸してくれるっていうふうにしてもらったほうがいいと思うよ。そこら辺だわ。

○産業政策課長 いろいろな御意見、御指摘がございます。4月1日に向けましてですね、再度、細部につきまして詰めさせていただきます。

〔「ちょっと待って」の声あり〕

○委員長 じゃあ、先に課長、答弁。もし言い切れれば、その後、部長より答弁いただきます。

○産業政策課長 製造業、情報通信業、それからその他必要と認める事業ということで考えておりますので、その中で対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長 いいですか、部長、まとめで。もしくは、ちょっと要綱とかあれば、言葉でやってもしょうがないので、後ほどで結構ですので、現段階のたたき台の要綱でもあれば、必ずちょっと委員会に出しておいたほうが、誤解が招かなくていいと思いますので、資料の提出を求めます。

それでは、部長、答弁をお願いします。

○産業振興事業部長 資料を後ほど提出させていただいて、それで説明をさせていただきますのでお願いします。

○委員長 じゃあ、先、村田委員、お願いします。

○副委員長 私も起業家をした経験があるので、ただ塩尻市にりましたが、塩尻市の制度とか、何も知らなかったですね。例えば、ICTというか産業向けってことでありますんで、東京に住んでおりました。架空の話ですね。それで、ファームウェア系のICTの会社を地方でやりたいというふうな1つ、ケーススタディがあったとしたときに、どの段階で塩尻市のいろんな優遇策っていいですか、接することができるかということと、先ほど来いろんな、何でしたっけ、補助金とか負担金制度でサービスをつくっておりますということなんですが、突出した、ほかの市にはない、そういった補助制度というのは何になるのかっていうのを一言でちょっとお聞きしたい。

○委員長 せっかくですから、一言。

○産業振興事業部長 まず、産業を塩尻市の歴史的な変遷の中で整理させていただいて取り組みをさせていただいています。と言いますと、1つは精密産業っていうんですかね、大変そういった歴史の中で、当市、諏訪圏域とともにその中で取り組んできている。そういったものを生かして支援していく。エプソンのイノベーションセンターもできた中で17年以降につきましては、SIP、そのときにあわせまして立地してですね、IT産業というものを塩尻市の強みとして強化していく。そういった市内のポテンシャルも生かしながら支援していく。

もう1つは、昨年というんですか、この27年度から1つの取り組みとして、表にはっきり見せるような形で取り組んでいるんですが、6次産業、いわゆるワインを中心にしました塩尻市の取り組みっていうのは、全国的でも、あるいは長野県域においても塩尻市の特徴でありますので、そういったものを6次産業の中で、ワインを中心にしながら支援させていただくというようなことでやらせていただいているのが今の状況でありますし、そればかりじゃなくて、例えば工業振興プランの1つの考え方としましては、塩尻市を持っているポテンシャルをですね、八ヶ岳産業というような中での仕組みづくりをしていこうといったことで、何もかも、1つばかりじゃなくてですね、いろんな取り組みの中で、産業を多岐にわたって支援させていただこうというようなことで取り組んでいる状況であります。

○副委員長 ポイントの突いたですね、説明ありがとうございます。それが起業する、企業化する、起業家の数が最近減っているっていうような話も傾向的には聞いています。そういう中で、塩尻市はこれだけすごいんだよというようなところが、この場面ではなくて、起業家、アントレプレナーの方向けにどうやって発信できるかというふうなところを多分やっていらっしゃるっていうふうなことかもしれません、再考いただければ、再チェックいただければということ。要望でございます。

○古畑秀夫委員 232ページの信州デスティネーションキャンペーンが、今年はイベントで7月に行うようですが、来年7月から9月までの3カ月間がDCキャンペーン、あるわけですが、これはJR、全国的、全線のキャンペーンでありますので、塩尻がここで、例えば先ほどでいいますと、先ほど雇用創造協議会負担金の中でも言われているように、塩尻の場合だと奈良井宿というのが一番、そうは言っても、メインじゃないかと、観光地にしますとね。そうすると、やっぱりそこを中心にして、いかに宣伝して、全国の大きな駅、本当に大きなポスターがずっと張られるもんですから、その影響力というのは、ものすごく大きいもんですから、これをいかに活用して信州DCキャンペーンのときに使えるかどうかというのを今取り組んでいただいているとは思いますが、ここ、本当に取り組んでいただいて、塩尻、売り込むチャンスだと思いますが、その辺の経過なり取り組み状況についてお伺いします。

○ブランド観光商工課長 担当の係長のほうからお答えします。

○担当係長 信州DCにつきましては、29年が本番ということで、期間がですね、7月から9月までということで、この3カ月間を長野県でキャンペーンが行われるということになります。それで、今回の信州DCのテーマですが、これは「世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州」ということで、基本的には山岳観光をメインに全国へPRをするというような内容になっております。それで、塩尻につきましては、山岳、高原ということで、高ボッチですとか、あと7月から9月に行われる主なイベント、こういうものをですね、全国に発信するというで、あと奈良井宿については、山岳とか高原ではありませんが、本市の一番誘客、来訪者の多い観光地でありますので、こちらのほうもそれに絡めてですね、積極的にPRをしていくということで今準備をしております。

それで、28年度につきましては、全国へ向けて宣伝販売活動ということで、今のところ決まっている日程につきましては、7月の13、14、15日、こちらでホテルメトロポリタン長野を会場にしまして、全国の旅行代理店等へ向けてですね、宣伝活動をする。それと、それぞれ6つのコースに分かれてエージェントを迎えて、エクスカージョン、現地のほうの視察というものを今、計画をしております。その中で、塩尻につきましては、松本地方事務所関係のほうでは、山賊焼とワイン、こちらのほうのPR、木曾地方事務所関係としては、奈良井

宿、宿場、木曾路ということで奈良井宿のPRをするというようなことになっております。

いずれにしても、7月から9月の期間がそのキャンペーンの期間ということになりますが、その期間に積極的にPRをして、それ以外の期間にも誘客をするというようなことを目的にしております。

また、今月22日にはですね、県のほうでまた実行委員会等を開催の予定になっておりまして、そこで28年度の具体的なイベントの日程等が出される予定になっておりますので、またそちらのほうを確認しながらですね、積極的にPR、塩尻を発信をしていきたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

○中野重則委員 ページ222ページの商工振興費の一番上の白丸の3点目の黒ポツ、商工業振興対策事業補助金、このうち先ほど街灯のLED化という話がございましたが、具体的にはどんな内容なのか、ちょっと教えてくださいいただけますか。

○ブランド観光商工課長 28年度の予算化につきましては、27年度から継続でありまして、2期目ということで、広丘商工会のほうへの補助を予定しております。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○中村努委員 山雅のシャトルバスの関連ですが、最近報道で松本の市街地に新しいホームスタジアムをというような記事をよく目にするんですけれども、これについて、出資者で何か考えがあったらお聞かせください。

○副市長 誰も答えられないことだと思いますので、私のほうから。山雅の長期のビジョンの中でですね、今のアルウィンでは、集客といいますか、観客数が収容できない、J1に上がった段階でですね。したがって、あれは屋根つきとするとともに観客動員数をふやすような大改修が必要だと。これは御存じだと思います。したがって、県や地元の松本等も含めましてですね、私どももやはり改修はJ1の規定の中で必要なものであればですね、これはやる必要があるんだろうというふうに思っています。

市街地のほうへ新しい競技場をつくるというのは、山雅サイドの会社サイドの希望的なお話でですね、計画そのものとしては、私ども出資団体としては、まだ具体的に伺っている状況ではありません。それが山雅の長期の計画であるならばですね、それを市民運動として盛り上げていくのか、これからは、そういうようなことに少し注目をしていくんだろうなというふうに思っていますが、現実的問題からしてですね、あまり短期間というか、近い将来、そういうことがあるのかなということは、ちょっと想定は、今のところ、少なくとも私個人としてはできないということでありまして。

それからですね、ただ山雅自身は、それとは別に、いわゆるアカデミーというのをですね、しっかりやっつけようというふうなことは聞いております。したがって、松本の練習場だけではなくて、ジュニアからですね、キッズからジュニア、何ていうか知りませんが、そういう小学生から高校生ぐらいまでの年代をですね、資金の中でどうやって育てていくかというような構想もあわせて持っているようですから、それについては、協力をしてほしいというふうなお話は承っております。

○中村努委員 アルウィンという場所に行くのに塩尻駅が非常に都合がいいってことが相当知れ渡ってきておりますので、私も気持ち的には現在の場所の改修というものも望みたいと思いますけれども、もしそういうような場面になりましたら、市民の声もしっかり聞いていただいて、市の声もしっかりその中に入るような形にしていきたいと思っておりますので、要望とさせていただきます。

○委員長 ほかにございますか。

じゃあ、私から済みません。インバウンド関連の予算づけが、ちょっと去年の予算に比べてちょっと薄いような、勝手に私の解釈ですが、今は地方創生とかで高齢人口関係の補助金というのは非常につきやすいというふうな、この間東京へ行ったら聞いたんですが、その辺、いわゆる国の出先機関とかですね、または中央省庁とかの関連で、例えば観光サインなりも多言語でつくったりというのが課題で既に出されていたんですが、この辺、どの辺まで情報収集して、今回予算にはたまたま反映しなかったのか、もう仕込みはしてあるのか、ちょっと状況、わかれば教えていただければなと思います。どうでしょう。

○ブランド観光商工課長 インバウンド関係でありますけれども、まず訪れていただいてからのっていうことこの点では、Wi-Fiのアクセスポイントが、これは松本市ですとかの周辺のところでは、自治体のみずから整備をし、補助金をいただきながらやっているということでありまして、塩尻市の場合は光という、何ていうんですか、インフラが、テレ松さんと一緒に持っているというようなことから、民間の力を利用させていただいて対応しております。予算もわずかではございます。わずかっていう言い方が合っているかどうかはあれですけども、そのアクセスポイントの使用料というようなことで予算化をさせていただいておりますし、あと工事の中で具体的にはお話しはしておりませんが、サインのインバウンドへの対応というようなことで、多言語化も計画的に進めていくというようなことを予定をしておりますので、そんなことをお話を申し上げたいというふうに思います。

それから、パンフレット関係につきましても、観光協会のほうに、実は事業費として印刷費を盛らせていただいております。具体的には、もうインバウンドの対応は、英文のほうのものはできてはおりますけれども、全て整っているわけでありませぬので、順次整備をしていきたいということで、現有の予算の中での対応はさせていただいているところであります。

○委員長 国交省関連じゃなくても、いろいろ省庁の補助金があるようですので、また研究していただければと思います。ほかによろしいですかね。

じゃあ、10分間休憩をします。

午後 3時34分 休憩

---

午後 3時44分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、8款土木費及び11款災害復旧費についての説明を求めます。

○建設課長 それでは、予算書の233ページ、234ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費の説明欄の上から4つ目の白丸、統合型GIS共有空間データ作成事業でございますが、適正な地図情報の提供により、市民、企業等へのサービスの向上を図るため、基盤図2,500分の1、100図面、1万分の1を9図面、主に中心市街地、市街化区域を中心に地図情報を更新をするものでございます。

予算書1ページ、お開きください。引き続き、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費をごらんください。白丸の2つ目、道路橋梁事業諸経費の黒ポツ2つ目、長野県有料道路通行券購入費でございますが、4路線、各60セットを購入するものでございます。また、その2つ下ですけど、事務局を持っている加盟団体への負担金の1



1 団体でございます。本年度は1 団体減りまして、昨年度の国道1 9号二次改築期成同盟会が廃止となり、負担金が減額となっております。

その下の2目道路維持費でございます。予算説明資料の33ページをお開きください。黒ポツの10個目でございますが、街路樹せん定等委託料、市道高校北通線を中心に行うものでございます。その下の市道維持補修作業委託料でございますが、主に道路パトロール委託、市内の建設業協会に委託するものでございます。その下の、2つ下ですけど、LED照明導入事業委託料でございます。市内の道路照明灯約270本でございます。電力の使用料が660万円余となっております、このコストを下げたいと思っております。それに伴いまして、市内の道路照明灯をLED化に更新する費用2,800万円。2020年には水銀灯が使用禁止となります。そこら辺を鑑みまして、LED化によると、電気料が約半額となります。330万円分をリース料の原資として、追加負担なしで一斉にLED化をする事業を28年度から行いたいと思っております。取りかえ工事、維持管理費、保守業務を含めた包括リースとして、リース期間を10年。期間満了後は市に無償譲渡をするというシステムとなっております。また、この事業に対しては、環境省等の補助もございますので、そこら辺も積極的に活用しながらやっていきたいと思っております。1ページ、お開きください。一番上の黒ポツ、維持改良工事、下の補修用資材でございますが、地元要望事業に対応していくものでございます。

その下の白丸、除雪対策事業でございますが、下から2つ目の備品購入費でございますが、融雪剤散布機の購入2台を予定をしているものでございます。

その下の道路維持補修事業でございますが、これは緊急危険箇所対応となっております、黒ポツ、測量調査委託料でございますが、道路損傷システムの開発の費用となっております。

その下の白丸、排水路整備事業でございますが、社会資本整備総合交付金事業を活用しながら地元要望事業に対応していくものでございます。

その下の白丸、交通安全施設整備事業でございますが、交通安全施設設置工事、カーブミラー、ガードレール、区画線、通学路安全対策工事としまして、社会資本整備総合交付金事業を活用しながら通学路の安全点検を実施した小学校分を対象として行っていきます。

引き続き、3目道路新設改良費でございます。予算説明資料の33ページをお開きください。これは、補助、起債、単独合わせて計上されております。国の補助事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用しております。生活道路整備事業でございますが、これは地区要望が主でございます、拡幅改良、待避所設置、区長要望の生活路の整備の調査、用地確保、工事を行うものでございます。その中に、奈良井地区の作場道を4カ所廃止して、踏切を1カ所新設をする予定でございます。

引き続き白丸、幹線道路整備事業でございます。予算説明資料33ページでございます。継続事業2路線となっております。信州Fパワープロジェクト関連、ふれあいセンター広丘へのアクセス道路改良等の用地確保、工事を行うものとなっております。

1ページ、お開きください。白丸、歩道整備事業でございます。予算説明資料34ページをお開きください。継続事業が3事業、新規事業が2事業となっております。予算説明資料の一番下になりますけれども、下西条町区線でございますが、28年度はゼロということでございますが、これは私ども、自分たちで測量をして、通学路の要望箇所が強いところでございますので、この辺を対応していきたいと思っております。私か

らは以上です。

済みません。1個、落としました。済みません。引き続き、その下の道路施設長寿命化改修事業でございます。予算説明資料34ページをお開きください。社会資本整備総合交付金事業を活用し、道路法による法定点検、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁補修、道路アセットマネジメントの計画に基づく主要幹線の舗装改良、道路ストック総点検の結果に基づく道路附属施設の修繕を行うものでございます。28年度は塩尻市とNEXCO中日本と協定を結びまして、技術協力ですけれども、結びまして、安全・安心な維持管理の確保をしまっているつもりでございます。協力事項につきましては、跨道橋が20橋あります。その損傷状況の点検、健全度の評価、緊急補修、補修計画の策定、跨道橋の補修、撤去に関する事、その他のことを目的としてやっていく所存でございます。また、橋梁につきましては、職員による、自前による法定点検、これも職員の研修等を行っております、法定点検を15から20橋はやっていくつもりでございます。私からは以上でございます。

**○まちづくり推進課長** それでは、引き続きまして4目街なみ環境整備事業につきまして御説明いたします。予算説明資料は、37ページをごらんいただきたいと思っております。重要伝統的建造物群保存地区であります平沢地区におきまして、住環境の改善と歴史的街なみ景観形成の向上を図るもので、地区内にめぐらされた排水路の整備と道路美装化、街路灯整備、平沢駅前の公園整備や案内板を整備するものでございます。事業費1億9,770万4,000円の内容につきましては、3つ目のポツ、設計委託料350万円につきましては、平沢駅前の公園を整備するための詳細設計を委託するものでございます。4つ目のポツ、街なみ環境整備工事1億8,830万円は、中山道から駅までの道路美装化およそ400メートルと、排水路整備、街路灯整備工事、案内板及び公園の整備、面積約1,670平米を実施するものでございます。5つ目のポツの用地取得費570万円は、平沢駅前の公園整備予定地の隣接地でございますが、土地の活用がされていない状況であるため、公園の一部として約455平米を取得するものです。最後のポツの支障物件移転補償費10万円は、公園整備に支障となる立木移転補償費でございます。私からは以上です。

**○建設課長** 引き続き、3項河川費1目河川維持費をごらんください。一番上の白丸、河川改修事業諸経費でございますが、事務局が持っている団体、加盟団体への負担金となっております。

その下の白丸、河川改修事業、2つ目の河川改修工事200万円でございますが、普通河川の勝弦区の和手川の改修を考えております。

一番下の白丸、河川維持諸経費でございますが、2つ目の黒ポツ、河川公園管理委託料でございますが、奈良井川リバーサイドパーク堅石、親水護岸6カ所となっております。その下の河川環境整備工事でございますが、普通河川の刈谷沢の河床整理を考えております。私からは以上です。

**○都市計画課長** 予算書241、242ページをお開きください。8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費でございます。説明欄、上から2つ目の丸、都市計画総務事務諸経費、最初の黒ポツ、都市計画審議会委員報酬15人分20万1,000円につきましては、年4回の審議会の開催を予定しているものでございます。少し飛びまして、中段や下になります。15番目の黒ポツ、都市計画変更資料作成業務委託料90万円につきましては、エブソン東側地区の区域区分の変更、用途地域の変更に伴う資料作成を行うものでございます。

次の白丸、都市緑化推進事業、下から2つ目の黒ポツ、危険遊具改修等工事129万6,000円につきましては、開発緑地の遊具について年次的に更新しているものでございます。一番下の黒ポツ、苗木代124万7,

000円につきましては、新築記念、出生記念の苗木や地域共同緑化の苗木を購入するものでございます。

続きまして、ページ243、244ページをお願いします。最初の白丸、都市計画道路見直し等策定事業470万円につきましては、広丘東通線、広丘西通線の都市計画変更調書の作成と、学校通線、片丘通線について複数案の概略設計を行い、比較検討をするものでございます。なお、大門中山道につきましては、県事業として調査業務を行うことが予定されております。

次の白丸、立地適正化計画策定事業960万円につきましては、説明資料の36ページをごらんください。立地適正化計画策定事業につきましては、コンパクトシティ化の推進等による居住環境の整備を進めるために、人口減少に対応した持続可能な都市の形成について人口密度の維持を観点とした立地適正化計画の策定を行い、住みよい持続可能な地域の創造を目指すものとして、現状及び将来見通しにおける都市構造の課題の見える化、分析などの基礎調査を行うものでございます。

予算書に戻っていただきまして、予算書、次の白丸、全国都市緑化フェア事業、基本構想負担金92万6,000円につきましては、説明資料の同じく36ページになりますが、都市緑化に関する意識高揚や知識普及を図るために、長野県と中信4市が平成31年度の開催を目指して国土交通大臣の同意を得るために基本構想を策定するものでございます。負担割合につきましては、県と4市が1対1で負担し、さらに4市の中では、均等割50%、人口割50%の負担を行うものでございます。

続きまして、2目の公園管理費でございます。予算書243、244ページをお願いします。これにつきましては、小坂田公園等市内32の都市公園等の管理を行うものでございます。下から9つ目の公園管理委託料2,014万8,000円につきましては、街区公園の除草、清掃、せん定や、小坂田公園の有料公園施設の管理等を行うものでございます。下から3つ目の黒ポツ、公園整備工事1,250万円につきましては、公園施設長寿命化計画に沿って吉田ふれあい公園、長畝公園、吉田若宮公園の遊具の更新を行うものです。一番下の黒ポツ、備品購入費240万8,000円につきましては、古くなったゴーカートとバッテリーカーを年次的に更新しているものでございます。

ページをおめくりください。245、246ページです。3目社会資本整備総合交付金事業費をお願いします。白丸、都市計画道路整備事業につきましては、説明資料の36ページをお願いいたします。広丘西通線の原新田地区、広丘東通線、こちらは野村地区、高出地区、吉田地区、それと原新田野村通線、さらに野村地区、エプソン東側地区の水路つけかえの整備を行うものでございます。このうち、東通線の吉田地区と野村地区、それと原新田野村通線につきましては、28年度で事業が完了する予定でございます。

予算書に戻っていただきまして、4目駅施設維持費をお願いします。白丸、駅舎等維持管理諸経費でございます。一番下の黒ポツ、エレベーター保守点検委託料202万4,000円でございますが、塩尻駅2基、広丘駅2基、計4基のエレベーターの保守管理を委託するものですが、契約内容を見直しまして、72万5,000円の経費縮減を図ったものでございます。

次に、5目建築指導費をお願いします。白丸、建築確認等事務諸経費91万7,000円につきましては、限定特定行政庁として建築確認事務等を行うための経費でございます。

ページをおめくりください。247、248ページです。最初の白丸、耐震対策等事業でございます。説明資料36ページをお願いします。昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震対策工事に対する補助を

行うもので、国2分の1、県4分の1の補助を受けて実施するものでございます。木造住宅耐震診断委託につきましては100件を予定し、640万円を計上しておるところでございます。耐震補強事業補助金につきましては、木造住宅耐震対策工事補助17件ほかを予定し、1,795万6,000円を計上したものでございます。

予算書にお戻りください。2つ目の白丸、狭あい道路整備事業につきましては、建築確認申請時に4メートル未満の道路に接道する申請者に道路後退をお願いし、御承諾いただいた場合に、用地買収、補償、分筆、工事を行うものでございまして、2件分180万円を計上したものでございます。

次に、6目下水道事業費でございますが、下水道事業会計操出金として8億5,000万円をお願いするものでございます。私からは以上です。

**○まちづくり推進課長** 続きまして、市街地活性化事業費です。予算説明資料は37ページをごらんいただきたいと思えます。まず1つ目の白丸、まちなか環境整備事業1,140万1,000円の1つ目のポツ、ポケットパーク整備工事970万円は、ウイングロード北東の県道と市道の角地、約580平米を平成27年度に実施設計を行いましたので、平成28年度はイベント広場として整備するものでございます。なお、ウイングロード東側の現在、まちづくり会社が駐車場として整備し管理しているいちた前の土地と隣接している土地と建物の権利者にまちづくり会社が交渉した結果、建物の取り壊しと土地の利用について理解を得られたことによりまして、現在の駐車場も含めて約1,300平米を今後、まちづくり会社が駐車場として整備する計画で、イベントの際は、本ポケットパークを含めて約1,800平米を一体的なイベント広場として利用可能な駐車場としていく計画であります。2つ目のポツ、空間デザイン負担金170万1,000円は、平成27年度に引き続き統一的な視点に基づく空間デザイン指針を作成するための野外調査、社会実験、効果検証を行うもので、中心市街地を把握しているまちづくり会社へ負担金として支出するものでございます。

次に、2つ目の白丸、市街地活性化推進事業81万9,000円は、まちづくり推進課の計上経費となります。上から6つ目のポツ、交通量調査委託料14万8,000円でございますが、中心市街地の4カ所と広丘駅周辺の3カ所の歩行者、自転車等の通行量調査を継続的に行い、人の流れを把握し、にぎわいの指標となる調査でございます。シルバー人材センターへ委託する予定で予定するものでございます。

次に、一番下の白丸、ウイングロード管理事業7,256万7,000円の1つ目のポツ、ウイングロード管理業務委託料912万円につきましては、振興公社へ管理運営を委託するものでございます。2つ目のポツ、割賦負担金1,602万7,000円でございますが、内容が2項目ありまして、平成22年度、ウイングロードを振興公社が改修した際の国からの補助金以外の振興公社が負担した費用について、市が振興公社へ10年かけて返済している金額で、平成32年まで継続して1,236万円と、同様に平成23年度に改修工事を行った借入金償還分として366万7,000円であり、この366万7,000円は、平成28年度が最終となっております。次に、249、250ページをお願いいたします。1つ目のポツ、ウイングロード施設管理負担金102万円につきましては、建物の火災保険と駐車場内の自動車管理者賠償責任保険でございます。2つ目のポツ、ウイングロード設備改修負担金4,640万円につきましては、設備が老朽化し、改修が必要になってきておりますので、緊急度の高いものから計画的に改修を行うものでございます。主なものは、トイレ改修、配電盤の交換、誘導灯器具の交換など4,300万円でございます。また、改正フロン法により必要となるフロン設備点検70万円の負担金と、平成29年度に計画しておりますフロン設備改修に伴う実施設計分270万円の負担金と

なります。

次の白丸の広丘駅東口駐車場事業402万4,000円は、昨年4月1日から供用を開始しておりますパークアンドライド駐車場の維持管理費でございます。5つ目のポツ、駐車場管理業務委託料280万8,000円につきましては、精算機保守点検、集金業務、駐車券補填事業対応などを委託するものでございます。6つ目のポツ、重機借上料25万円は、除雪費用を計上するものでございます。

次の白丸の北部地域拠点整備事業2,190万6,000円の1つ目のポツ、北部地域拠点施設検討委員報酬16万1,000円は、拠点施設の整備について検討組織として専門家、関係者、北部地域の代表者など8人の検討組織で、平成27年度は建築構想の策定を行い、平成28年度は基本設計の検討と地域や利用者ワークショップの取りまとめを行う報酬になります。2つ目のポツ、プロポーザル選定委員報酬4人分30万円につきましては、北部地域拠点整備事業の基本設計をプロポーザルによりまして業者を選定するにつき、5名で審査委員会を設置し、1人は副市長に委員となつていただきまして、ほか4名は建築家、学識経験者などをお願いするもので、プロポーザル関係につきましては、委員会協議会にて報告させていただきたいと思ひます。3つ目のポツ、プロポーザル謝礼50万円でございますが、設計者選定プロポーザルによる一次審査を経て5者に絞り込み、二次審査を受ける者に対してプレゼンテーションに係る経費として支払うものでございます。1者10万円を想定しております。下から2つ目のポツ、広告料18万8,000円でございますが、北部地域拠点整備事業を土地収用法の事業認定を受けることを広く周知するために必要な地方紙への掲載する広告料となります。最後のポツ、測量設計調査委託料2,053万9,000円でございますが、内容は基本設計委託料、それとボーリング調査解析業務委託料となります。

次の白丸のまちなか居住推進事業5,230万円につきましては、中心市街地の居住人口の増加を目指し、民間事業者による住環境整備を支援するもので、大門八番町にありますビジネスホテル、エイムヤザワと隣地の空き地を国庫補助事業の優良建築物等整備事業で民間事業者が整備するものでございまして、取り壊し工事や補償及び建築工事の共用部分、廊下、階段等でございます。そちらを補助対象といたしまして、補助対象事業費の国が3分の1、市が3分の1の合計3分の2を補助金として支出するものでございまして、内容でございますが、敷地面積約800平米、1棟5階建て、14戸1店舗を予定しております。平成27、28年度の2カ年の計画で、平成27年度は地質調査、測量、実施設計で、平成28年度が建築物の除去、建物補償、建築工事を予定するものでございます。

次に、8目区画整理事業費でございます。予算説明資料は37ページをごらんいただきたいと思ひます。区画整理事業1,809万3,000円につきましては、塩尻駅北地区の面積約13.7ヘクタールの区画整理事業を実施するにつきまして、3つ目のポツ、区画整理事業調査等業務委託料1,800万円は、設立認可申請に必要な書類の作成と地質調査、CBR試験、地歴調査を予定するものでございます。事業概要につきましては、委員会協議会において御報告いたします。私からは以上でございます。

**○都市計画課長** 次の白丸、土地利用促進事業につきましては、野村桔梗ヶ原地区について、工業系の土地利用促進を図るため、土地区画整理事業を前提とした計画策定を行うものでございます。3月27日に設立予定の土地区画整理組合準備会からの技術援助申請に基づいて区画整理事業に向けた調査計画策定を行うものでございます。主な経費として、一番下のポツ、区画整理事業計画策定等委託料5,370万円をお願いするものでござい

ます。私からは以上です。

○建設課長 予算書、1ページ、お開きください。251、252ページをお開きください。5項住宅費1目市営住宅管理費でございます。白丸、市営住宅管理事務諸経費の5つ下の弁護士委託料でございますが、長期滞納者の明け渡し訴訟用の費用となっております。一番下の建物購入費でございますが、雇用促進住宅の平成31年までの購入費となっております。

引き続き、その下の白丸、市営住宅管理維持補修費でございますが、市営住宅の管理運営を長野県住宅供給公社へ委託しております。公営住宅長寿命化計画に基づく修理、修繕を行っていくものでございます。私からは以上です。

○委員長 11款もそのまま続けてお願いをしています。

○農林業再生担当部長 それでは、飛ばしていただきまして、予算書の323ページ、324ページをお願いをしたいと思えます。

○委員長 栗山部長、マイクをお願いします。

○農林業再生担当部長 済みません。それでは、11款の災害復旧費、それから1項の農業水産施設災害復旧費、1目の市単農業施設災害復旧費でございますが、このうちの1つ目の丸の市単農業施設災害復旧費50万円でございますが、台風や大雨など、災害発生時に対する応急対策費として計上しているものでございまして、目出しとして50万円を計上してございます。

○森林課長 続きまして、その下、2目市単林業施設災害復旧費でございますが、同様に災害発生時の応急工事費、資材の現物支給の目出しとして21万3,000円を計上したものでございます。以上です。

○建設課長 2項土木施設災害復旧費1項市単土木施設災害復旧費の白丸、市単土木施設災害復旧費でございますが、同じく目出し事業となっております。以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問はございますか。

○中村努委員 国道19号の関係ですけれども、九里巾交差点の事故について、全協でも申し上げましたけれども、交差点の形状自体にも問題があるんじゃないかということをお願いしましたが、今、現状の最新の設計等の図面があったら配付していただきたいので、委員長、お願いします。

○委員長 今、中村委員からそういう資料請求がありました。ちょっと事務局で対応可能ですか。

○建設課長 用意してありますので、配付させていただきます。

○委員長 わかりました。これを認めます。

じゃあ、課長、説明をお願いします。

○建設課長 赤い線が今回の計画路線となっております。この幅員が全体で30メートルとなっており、トラック協会休憩所のほうから一方的に野村方面に向かって30メートルの拡幅となっております。今回の国道19号九里巾交差点改良事業暫定平面図となっております。用地買収につきましては30メートル分を拡幅するというところでありまして、赤いのがこの暫定改良となっております。現道は残ります。残って、拡幅されるほうに上り下り車線ができる状況となっており、歩道も西側、東側ということで、5メートルの予定でございます。

それに伴いまして、今回の交差点の関係ではございますが、公安協議等行った中での適正というか、90度の直角交差ということで交差点改良を行う予定でございまして、トラック協会休憩所の部分につきましては、もう

赤い線の中で買っております。そして、現状でちょっとこのかぎっこみたいになっているところが、今現在使っている子供さんたちのたまり場、横断歩道を渡るたまり場ということになっております。それで、今しゃぶしゃぶの対面というか、アウディ松本さんの左側のほうですかね、そこが今、一番最重点で今、用地交渉のほうを行っております、きょうも今、担当者の用地の境界立会い等、関係者と今精力的にやっております。常に期成同盟会のほうでも、なかなか国道19号の拡幅につきまして見えてこないということで、厳しい御指摘をいただいておりますので、何とかしたいと思って今、誠意努力しているところでございます。私からは以上です。

○委員長 それでは質問。

○中村努委員 暫定の平面図ということで、わかりにくいところもあるんですけど、この現道が走っている新しく拡幅された西側のほうになるんですが、これは何メートル分かわかりませんが、舗装をしないでそのまま前後800メートル、置いておくということでもいいですか。

○建設課長 先ほど、ちょっと済みません。私、ちょっと現道の言い方を、ちょっと使うようなことを言いましたけれど、現道はそのままの状態、バリケードなりガードレール等で閉め切って、今の現道の境界から5メートル分の歩道は設置させていただきます。そして現道は、今そのままの状態で残る予定でございます。ただ、この前後のお店への出入り口等があるものですから、多少のそこでの勾配の修正等は出てくるとは思います。

○中村努委員 まだこの暫定の改良までも、大分用地買収でかかると思うんですが、当面の交差点の安全対策として、これは前も指摘をされていたかと思うんですが、丘中側から来て交差点に進入するところの右折、左折のラインですけれども、右側に直線と右折ラインで、左車線が左折専用ラインということで、私もよく通るんですけれども、信号待ちで待っている場合は後ろにつくんですが、右折で前の車が待っていると、左から追い越して進入していくってということが間々あって、それが今回の事故の原因ではないかな、なんていうことを想像しているんですけれども、この交差点改良が済むまでの間ででもですね、右側は右折専用、左側を直進、左折というような車線の変更っていうのはできないでしょうか。

○建設課長 委員おっしゃったとおり、直進は、交差点内は、もう真っすぐ通り抜けるというのがもうセオリーというか原則でございます。今回そのようなことがあって、右折と直進を現状のほうは、そのような交差点をつくったと思われまして。それをどうしてそういう交差点になったのかは、当時の公安委員会、地元警察等もあったと思います。今回、きのうも安全点検等を行い、道路管理者である国土交通省長野工事事務所のほうでも交通対策官ですかね、来ていただいて、この辺も真摯に考えて、できることはやっていきたいと思っておりますので、また議員さんのほうに御相談させていただきたいと思えます。

○中村努委員 実際、通ってみると、もう左折車線に出て直進をしていく車が多いわけですので、かえってそっちらのほうは自然じゃないかなというふうに私は思いますので、そのような対応をぜひお願いしたいと思えます。

○委員長 要望でよろしいですか。

ほかの委員から、図面が出てきましたが、これに関してよろしいですかね。

では、引き続き審議を続行いたします。土木費に関して、また災害復旧費に関して、質問がある委員は挙手を願います。

○中村努委員 済みません。資料ついでに、先ほどのウイングロードビルの東側のポケットパークの設計がもうできたということですけども、ちょっとどんな感じになるのか、絵みたいなものがあれば、また提出、お願いし

ます。

○まちづくり推進課長 後程、じゃあ提出させていただきます。

○委員長 後ほど提出をお願いいたします。ほかにございますか。

○中野重則委員 246ページの真ん中辺、駅舎等維持管理諸経費、この中に塩尻駅と広丘駅の管理諸経費が入っていると思うんですが、広丘駅の蛍光灯の照明がですね、大分消えているんですが、これは電気料の縮減みたいなことでやっているんですかね。

○都市計画課長 広丘駅につきましては、自由通路の部分、これが市の管理になっているということで、そちらについては、特段節電のための配慮はしてございません。万一切れていましたら、至急取りかえたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 中野委員、よろしいですか。

○古畑秀夫委員 関連ですが、私も今、中野委員からも御指摘あったように、あそこを利用されている方、エブソンへ行っている方ですが、切れていて、ちょっと危ないみたいなようなお話、聞いているものですから、この前も1回電話して、球がえかどういふことか、ちょっと見てくれないって言って、その後また何か暗っぽくて、ちょっといろいろ不安だというようなお話があったものですから、これは節電しているのかなと思っておりますが、少しこれ、ちょっと点検していただいて、余り暗くて利用者がちょっと不安に感じるような状態だと困るんで、ちょっと点検していただければと思います。

○都市計画課長 今、御指摘いただきましたので、点検させていただきますので、安全のほうを確保するように努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○古畑秀夫委員 続けて、248ページの耐震対策等事業、今年度大分ふえているわけですが、これで行くと、かなり100件、それからブロック塀の撤去も8件とか、具体的にこういうふうになっているわけですが、確かに私も通ってみて、これ、子供さん通る道路で、ブロック塀、しっかりしちやいないようなところで、危ないなっていうことを感じたこともあるわけですが、具体的に、もうどこの場所のブロック塀を撤去をして、そのかわりに改善の補助も4件みたいになっているんですが、この辺はもう具体的に関係者とお話できていて予算を盛ったのかどうかを含めてお願いします。

○都市計画課長 具体的にどこについてということは、まだございません。例年の内容と実績等から、これくらいだろうというところで積み上げたものでございます。

○古畑秀夫委員 これ、かなり900万円ほど予算がふえておるわけですが、今までの耐震の関係での実績等というのは、ここへ挙げてある説明資料の部分でいきますと、今年度なり昨年度の実績っていうのはどの程度か、わかります。

○都市計画課長 まずですね、耐震診断委託料、これにつきまして、今年度27年度ですね、ダイレクトメールで、56年以前に建てられた住宅の所有者に診断の御案内を申し上げました。件数が多く上がってきたということで、一度補正のほうをお願いした経過もございます。28年度もですね、同じようにダイレクトメールを送りまして、診断のほうが100件ぐらいになるだろうという見込みと、診断のほうが多くなりましたので、それに伴って耐震対策工事、これをやる方もふえるでしょうというふうに見込んでおります。それがありますので、若干ふえているということになります。



○古畑秀夫委員 そういふことでふやしてあるということですが、ブロック塀と、子供さんの通学路や何かで危険なところをということ、PTAの方たちとか警察とか県の人たちとか、いろいろで回るといふようなことですが、こんなところもできればちゃんと点検して、改善を促していただくような取り組みもできたらお願いしたいと思うんですが、無理ですかね。

○都市計画課長 ブロック塀の撤去、改修の補助につきましては、緊急輸送路となっている国道につきまして、1回ですね、職員のほう、その部分を歩きまして、ポスティングをしているところまでは、させていただいております。ちょっと、それ以上のものになってくると、市域広くございますので、対応できないかなと。ホームページ等でPRさせていただくということまでかなというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○古畑秀夫委員 PTAの方々なり保護者なりに、もうこんなようなことでブロック塀の撤去の補助なんかでも市でやっているということをお話して、もっとPRしながら、ぜひ少しずつでも改善してほしいというふうに思います。要望でいいです。

○委員長 では、要望ということで、よろしくお願ひいたします。

○まちづくり推進課長 ただいま、先ほど中村委員様よりお話がありましたポケットパークの関係の図面、届きましたので、配付させていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

それでは、説明を求めます。

○まちづくり推進課長 ポケットパークにつきまして説明させていただきます。まず、私どもの市で施工する場所につきましては、この角地、青い部分でございます。それと、左の部分がウイングロードの東側になりまして、これが街環で整備する約1,300平米でございます。事業費につきましては、私どもの市で施工する部分につきましては約2,000万円の見積もりが出ておりまして、その内容が、青い部分がウッドデッキでやる。この三角になっている部分はコンクリート。当初は、設計のほうでは、全部ウッドデッキという形を出してきたんですが、なかなか事業費が合いませんので、これからしっかり査定していく中で、三角の斜めになった構造でいくと。今、スロープがございますが、上の広場工事の右側あたりになりますが、これは既存のものでございまして、その高さといちたさんとの高さの差が約50センチくらいあります。ですので、三角で斜めにしてもですね、一気に段差があるわけではございませんので、スロープについては恐らく支障がないと思いますが、もっと検討はする必要があるというふうにも考えております。特に冬場なんかですね、雪がたまった際には、しっかり除雪しないと滑るというような状況になりますので、その辺ももっと検討して、発注につきましては対応していきたいと思います。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、質問ございますか。

○副委員長 最初に御説明いただいた234ページの総合型GISの件です。

○委員長 村田委員、ちょっとこれ、図面配ってあるので、これを一旦、先にやらせてください。その後、質疑に。

○副委員長 失礼いたしました。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 これ、市が施行する部分で、大体この中央通りの歩道とフラットになるという理解でいいですか。多少、ウッドデッキのところ斜めになるという話でしたけど。

○まちづくり推進課長 ウッドデッキ部分につきましては、イメージとすれば、舞台っていうようなイメージで上がって。ですので、歩道よりは50センチくらい上がるということを想定しております。ただ、この円形の部分、今のトムズカフェの前のところですが、これは、段差がかなり上がるというふうには考えられます。県道の歩道部分は当然すりつけるような形になりますので、ほとんどフラット状態になるかと思えます。ただ、広場工事と書いてある矢印の右側あたりは、今現在、駐輪場にもなっておりますが、それをもっとずっと東のほうへ広げるような形にはなりません。部分的には狭いような状況になっておりますので、それは今現況の幅、ある程度確保して、そのまま広げるというような状況になってまいります。以上でございます。

○中村努委員 じゃあ、大体あの一帯、えんば一くからウイングロードあたりの一体的に見て、ここにウッドデッキのステージができる広場みたいな感じをイメージすればいいわけですね。

○まちづくり推進課長 はい。おっしゃるとおりでございます。ウッドデッキをつくりまして、本当にステージ、人が集まるような場所を確保していくという、そんなイメージでいます。なお、先ほども説明の中で言いましたが、街環のほうで駐車場をつくる。あわせてその駐車場も、イベント広場、一体的なイベント広場として使っていけばいいんじゃないかというふうなことを考えております。以上です。

○委員長 この件に関して、ほかの委員より、よろしいですか。

○副委員長 じゃあ、改めてお願いします。234ページの統合型GISです。9月の決算のときの御報告の中でもちょっとお話ししたんですが、統合型っていうことで使いこなしているかどうかということと、比較的専門業者がやっているところなんで、高い金を要求されているっていう状況を感じています。具体的な質問としては、今回、共用空間データ作成業務委託料ということなんですが、何か新しい情報を付加されるわけでしょうか。その概要をまず教えてください。

○建設課長 担当係長より御説明させます。

○総務管理係長 建設課の総務管理係の原でございます。統合型GISの共用空間データ作成業務委託料815万4,000円の内訳でございますが、約200万円ちょっとが年間の保守委託料になります。こちらについては機器の保守ということで、全て建設事業部として行っている事業でありますので、建築関係を含めました全てのシステム一括での保守を盛っております。残りの約600万円につきましては、ベース図となっております基盤図というデータが、塩尻市の地図のもとになるものがございますけれども、こちらにつきまして、平成25年度に撮影して、固定資産税で撮影をしている航空写真をもとに、全てのデータを更新を基本的にはしていくという流れの中で、全体では2,500分の1で100図面ございますけれども、全ての更新をせずに、市街化区域を中心に、道路網の変更ですとか、土地利用の変更があったところについて、集中的にちょっと更新をさせていただいている年次計画分が約600万円という内訳でございます。以上です。

○副委員長 最近ですとですね、そのベース基盤というお話をされたので大体想像がつくんですけども、これをそれこそインターネットサービスでは、いろんなところが高精度のものをリアル性のある形でやっているわけですね。それをベースデータが今の仕組みに取り込めるかどうかという課題はあるかもしれませんけれども、そういう意味で、航空写真を撮影するためのお金に600万円使うというようなお話。これが高いのか、ちよっ

と安いのか、よくわかりませんが、民間が提供しているような、ああいったデータっていうのは使えないのかっていうようなこともちょっと検討いただきたいですし、それから先ほど課長の説明の中で、市民サービス向けに何か考えたいというようなちょっとお話もあったんで、その場合にオープンにできる、できないっていう話とか、市民は当然のことながらインターネットサービスのほうを使っていると思うので、その辺のお考えがどうかということを確認させてください。

○**総務管理係長** この経費については、写真を撮る経費ではなくて、固定資産税で3年に1回評価がえをしている際に、固定資産税のほうで、撮影している航空写真を活用しまして、その航空写真をもとに道路網ですとか、そういったものの修正をかけているという経費になりまして、こちらの作成したのは、基盤図というものをベースに、また都市計画図ですとか、そういったところで修正をさせていただいているというものの本当に塩尻市の地図の一応ベースになっているもので、またこういったデータが、ゼンリンさんとか、そういったところにも、逆に市のほうから一部提供させていただいている部分もございます。また、ただ経費的に、民間のほうでも当然多くの地図データがあるかと思しますので、その辺はまたちょっと研究をさせていただければというふうに考えております。以上です。

済みません。あと、市民向けということでございますけれども、市民向けのGISのデータにつきましては、情報政策課のほうで公開版のほうを制作をしております。塩尻市、今統合型GIS、事業部の中では、建築の関係ですとか、道路の市道の関係ですとか、そういったデータをGIS上で管理をさせていただいて利用しておりますけれども、必要な今、道路台帳の路線図ですとか、そういったものは、公表版のほうにも移して行って、市民の方にも見れるような形をとっておりますので、公開できる部分から順次供用、公開用のほうへも移していくということで今進めているところでございます。以上です。

○**副委員長** 繰り返しになっちゃうんで、多分専用のいわゆるGISソフトフォーマットですね、いろんな意味でベンダーロックがかかる可能性があります。割高目になりますということと、それから市民サービス向けっていうことになったときに何が要るかなっていうのがですね、もうちょっと精査していただきたいなというような気がいたします。まともりませんが、検討いただければということです。

○**委員長** 要望でよろしいですか。

○**中野重則委員** 公園、小坂田と32の都市公園というお話がありましたが、この中に防犯カメラをつけてある公園というのはありますでしょうか。

○**都市計画課長** 担当の係長から御説明させます。

○**街路公園係長** 街路公園係の川上と申します。よろしく申し上げます。防犯カメラをつけた公園というのはございません。

○**中野重則委員** そういう要望っていうのは、上がってきておりませんか。

○**街路公園係長** 要望等は上がってきておりません。あと、時計をつけてほしいという要望等はございます。以上です。

○**中野重則委員** わかりました。いいです。

○**委員長** いいですか。

○**中村努委員** 説明資料の33ページの生活道路整備事業で、奈良井踏切新設、総延長240メートルで、この

事業費が20万円っていうのはどういう内容なのか。28年度は1万7,500円っていうことで、何をするのか。なかなかこれ、本会議でも難しい事業だというふうに言われていますが、今後の見通し等、わかっただらお聞かせください。

○建設課長 奈良井の新設踏切でございますが、これ1,750万円でございます。単位が千円ということです。大変申しわけございません。

28年度は、新たに4つをまとめて集約して1カ所をつくる、踏切の設計を行うものでございます。

○中村努委員 済みません。単位、間違えました。ということは、本会議のやりとりで、既存の踏切を1つなくすことが条件で、なかなか難しいというようなやりとりだったんですが、もうその辺は、もうどんどん進んでいくという解釈でいいわけですか。

○建設課長 現在、JR東海管内で1カ所、廃止の踏切1カ所、使われない踏切なんですけど、あまり利用率の少ないところのと、危険な踏切なんですけれど、それを今1カ所閉鎖するというので今調整中でございます。それをもって奈良井へ1カ所踏切をつくるということでございます。

○中村努委員 その予定というか、見込んでいる踏切を閉鎖することについては、地元の皆さんの御理解はもう得られているということでもいいですか。

○建設課長 この今の年度末の時期でございますが、各地区、区総会等がありまして、その中で、今月中には、なからなると思います。以上です。

○委員長 ほかに。

○古畑秀夫委員 関連であれですが、これ、240メートルというのは、そっちの古い踏切を潰すためにこれだけの延長のこれは道路をつくってという、その費用が2億円で、それで新しく踏切をつくるっていうのは、作場道を潰してやるというのはどの辺で、車も通れるようにするのか、いわゆる歩道だけの踏切なのかも含めてお願いいたします。

○建設課長 大変申しわけございません。この240メートルでございますが、当初、迂回路等を考えたときの数字でありまして、その1個、踏切を閉鎖するために迂回路をつくらなきゃいけないということでありまして、その数字がちょっとこのまま残っちゃってございまして、今回踏切をつくるだけで、20メートルの延長になります。大変申しわけございません。

○古畑秀夫委員 それじゃあ、道路はつからないってことだね。

○建設課長 つくらないです。

○古畑秀夫委員 それで、あと新しい踏切っていうのは、どの程度なのか。

○建設課長 人が通るだけの踏切でございます。

○委員長 よろしいですか、古畑委員。

○中村努委員 そうすると、この総事業費20億円というのも違う。2億か。2億円っていうのも違うってこと。

○建設課長 JR関連でございまして、一応ちょっと割高になっていて申しわけございませんが、今のところ総事業費は2億円という形で出させてもらっております。実施のときには、しっかり精査させていただきます。

○中村努委員 じゃあ、確認ですが、延長20メートルの事業費2億円ということでもいいですね。

○建設課長 新設、撤去を含めて2億円ということで結構です。

○委員長 じゃあ、資料の訂正を願います。ほかにございますか。

○古畑秀夫委員 236ページの上のほうの長野県有料道路通行券購入費というのは、4路線というふうに先ほど説明、60セットということで説明ありましたが、この4路線というのはどこで、それで割引券か何か買って、それは少し安くして利用者にやるってことだから、当然収入の中にもこの部分は入っているという理解でいいわけですね。

○建設課長 また、済みません。4路線でなくて3路線となっております。中身につきましては、担当係長より御説明申し上げます。

○総務管理係長 有料道路の購入費という経費、482万4,000でございます。こちらにつきましては、長野県が管理運営しております三才山トンネル、新和田トンネル、平井寺トンネル、この3路線で、一応あとほかに白馬長野有料道路という道路を全体として、県としては4路線の事業を推進している中で、塩尻市内では、影響のある三才山、新和田、平井寺のトンネルを買い付け後、販売しているものでございます。

こちらにつきましては、基本的に本人、御利用される方が半額の経費で利用できる割引券というものを本人が5割負担、市が1割負担、長野県が2割負担、道路公社が2割負担ということで軽減を図っているという制度でございまして、一応、本年度の一応、事業状況からいきますと、延べで124名の方が購入をいただいております、10枚つづりの券を158セット購入をいただいているという状況でございます。

一番多いのは、通勤で使われる方と、あと鹿教湯のほうがございますので、リハビリの病院のほうへの通院ですね、こちらのほうを利用される方が多くなっております。ただ、高速道路の利用の割引と同じですね、現在は朝3時間、夕方3時間という定期時間のみの利用、あくまでその時間帯しか使えないという券でございますが、かなり県下でも特にリハビリの関係とかでの要望が高いということで、今回朝は1時間延ばして10時まで、夕方は前後1時間ずつ延ばすというような形の中で、計3時間、利用時間を延ばしていくような方向で県でも予算措置がされているものでございます。以上です。

○古畑秀夫委員 これ、申しわけないです。どこで販売しているかだけお伺いします。

○総務管理係長 各自治体ごとの販売になっておりますので、塩尻市の場合は、市役所の建設課の私どものほうで販売をさせていただいております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○中村努委員 250ページの区画整理事業の駅北の区画整理事業ですけども、今定例会の最終日くらいに、大体体育館の建設地が決まるかと思いますが、隣接する区画整理ですので、それとあわせたような設計をしていかなきゃいけないというふうに思いますけれども、体育館が近くにあるとすれば、当然近くに飲食店だとか、コンビニだとか、そういった施設が好ましいと思いますけれども、その辺、何か計画しているようなことがあったら教えてください。

○まちづくり推進課長 済みません。私どものまず全体の計画になりますけれども、29年度には仮換地設計と指定ということを行いまして、工事は30年から33年まで行います。ですので、早ければ30年には住宅または商店とかが建てられるというような状況にはなっていないと思います。

それで、今おっしゃるコンビニというのは、やはり交差点の角が一番人気はあると思いますが、実際、今やりたいというような希望の話は、実際は来ております。ですけれども、今区画整理をやるんだということで御理解

を得ているような状況でございます。私どもからは、コンビニとかですね、商業施設等も、一応アンケートなんかをとりましてですね、各業者さんへ話はさせていただいているような状況でございます。以上です。

○委員長 また協議会開催のときに細かく説明をお願いしたいと思います。ほかにもございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいでしょうか。それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○ブランド観光商工課長 先ほど村田委員さんのほうから、融資あっせんの実績、平均と上限、最高額ということで資料の提出を求められました。準備ができましたので、お配りをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 じゃあ、これを認めます。配付をお願いします。

それでは、小島課長、説明を求めます。

○ブランド観光商工課長 お手元に26年度、27年度の2月末現在、両方、丈ぞろえをさせていただいておりますが、融資の状況をお知らせをしております。特別小口資金から公害防止資金というところまで、メニューがございますが、実際に融資をしている状況が上の4つということで、それぞれ運転資金あるいは設備投資資金というふうに分かれておりますけれども、上限額が例えば特別小口資金でありますと運転資金が1,250万円、設備も同じことであります。27年度の状況を見ますと、特別小口が運転資金で最高限度額を利用された方が1件ということでございます。なお、平均につきましては、261万6,000円というような数字になっております。そのように見ていただいて、市の融資制度の総数でいいますと、上限の利用者が、26年、27年ともに7件というような状況でございます。なお、平均額につきましては、642万3,000円ということでございます。あと、下のほうもそのような数字になっておりますので、御確認いただければというふうに思います。

○委員長 よろしいですかね。ありがとうございました

それでは、本日の会議はこれにて閉じまして、14日月曜日10時よりまた開催をいたしますので、御参集をお願いいたします。本日はまことにお疲れさまでした。

午後 16時58分 閉会

平成28年3月10日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印